

平成31年第1回滝川市議会定例会（第1日目）

平成31年 3月 4日（月）

午前 9時57分 開 会

午後 2時23分 散 会

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 会期決定

日程第 3 議長報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 平成31年度予算大綱等説明

議案第 1号 平成31年度滝川市一般会計予算

議案第 2号 平成31年度滝川市国民健康保険特別会計予算

議案第 3号 平成31年度滝川市公営住宅事業特別会計予算

議案第 4号 平成31年度滝川市介護保険特別会計予算

議案第 5号 平成31年度滝川市後期高齢者医療特別会計予算

議案第 6号 平成31年度滝川市土地区画整理事業特別会計予算

議案第 7号 平成31年度滝川市下水道事業会計予算

議案第 8号 平成31年度滝川市病院事業会計予算

議案第14号 滝川市保健福祉部の公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例に関する条例

議案第15号 滝川市産業振興部の公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例に関する条例

議案第17号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第18号 滝川市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例

議案第20号 滝川市住宅改修の促進に関する条例の一部を改正する条例

議案第21号 滝川市下水道条例及び滝川市個別排水処理施設条例の一部を改正する条例

議案第22号 公の施設の指定管理者の指定について（コミュニティセンター）

議案第23号 公の施設の指定管理者の指定について（中地区児童センター）

議案第24号 公の施設の指定管理者の指定について（老人福祉センター）

議案第25号 公の施設の指定管理者の指定について（三世代交流センター北地区分館）

議案第26号 公の施設の指定管理者の指定について（身体障害者福祉センター等）

- 議案第27号 公の施設の指定管理者の指定について（転作研修センター）
 議案第28号 公の施設の指定管理者の指定について（総合交流ターミナルたきかわ）

○追加日程

- 日程第 6 議案第 9号 平成30年度滝川市一般会計補正予算（第8号）
 日程第 7 議案第10号 平成30年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
 日程第 8 議案第11号 平成30年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算（第3号）
 日程第 9 議案第12号 平成30年度滝川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
 日程第10 議案第13号 平成30年度滝川市病院事業会計補正予算（第2号）
 日程第11 議案第16号 学校教育法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
 日程第12 議案第19号 滝川市営住宅条例の一部を改正する条例
 日程第13 議案第29号 公平委員会委員の選任について
 日程第14 議案第30号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○出席議員（18名）

1番	三上裕久君	2番	堀重雄君
3番	舘内孝夫君	4番	清水雅人君
5番	山本正信君	6番	安楽良幸君
7番	本間保昭君	8番	田村勇君
9番	井上正雄君	10番	水口典一君
11番	小野保之君	12番	渡邊龍之君
13番	木下八重子君	14番	山口清悦君
15番	柴田文男君	16番	荒木文一君
17番	関藤龍也君	18番	東元勝己君

○欠席議員（0名）

○説明員

市長	前田康吉君	副市長	千田史朗君
教育長	山崎猛君	会計管理者	田湯宏昌君
総務部長	中島純一君	市民生活部長	舘敏弘君
市民生活部次長	浦川学央君	保健福祉部長	国嶋隆雄君
産業振興部長	長瀬文敬君	建設部長	山崎智弘君
市立病院事務部長	椿真人君	教育部長	田中嘉樹君
教育部指導参事	栗井康裕君	監査事務局長	杉原慶紀君

総務課長 深村 栄司 君
財政課長 堀之内 孝則 君

企画課長 稲井 健二 君

○本会議事務従事者

事務局長 竹谷 和徳 君
書記 池田 茂喜 君

書記 村井 理 君

開会 午前 9時57分

◎開会宣告

○議 長 ただいまより、本日をもって招集されました平成31年第1回滝川市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、18名であります。

◎開議宣告

○議 長 これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、議長において田村議員、井上議員を指名いたします。

◎日程第2 会期決定

○議 長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から3月19日までの16日間といたしたいと思
います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、会期は16日間と決定いたしました。

◎日程第3 議長報告

○議 長 日程第3、議長報告を行います。

報告事項はお手元に印刷配付のとおりでありますので、お目通しをお願いいたします。

以上で議長報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議 長 日程第4、行政報告を行います。

行政報告を求めます。市長。

○市 長 おはようございます。本日、平成31年第1回滝川市議会定例会が招集され、会期中
におきまして平成31年度各会計の予算案及び関連議案、平成30年度の補正予算案等についてご
審議をいただくわけでございますが、ご提案を申し上げます各議案につきましては、市政執行方針
及び予算大綱等説明のほか、所管から詳しくご説明申し上げますので、十分ご審議をいただきまし
て原案にご賛同いただきますよう、冒頭お願いを申し上げます。

議長に行政報告の発言の許可をいただきましたので、以下ご報告を申し上げます。平成30年1
月22日から平成31年2月18日までの間の行政報告につきましては、議案とともにあらかじめ

め配付させていただいておりますので、お目通しをいただきたいと存じます。

私からは別途1件、口頭でご報告を申し上げます。報告事項は、ボランティアセンター創設に係る協定締結等についてであります。本市ではさまざまな災害リスク等に備えて鋭意取り組みを進めてきているところですが、去る1月30日、社会福祉法人滝川市社会福祉協議会と滝川市との間で災害ボランティアセンターの設置、運営に関する協定を締結させていただきました。今回の協定締結により、市は社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターとの密接な連携体制を構築することで、災害時等において道内のみならず全国からの多くのボランティアの受け入れ対応の円滑化が図られ、一方で被災者等が真に必要なとする現場からの支援ニーズを適切に把握し、より効果的に両者の橋渡しを進めることが可能になるものと期待をしているところであります。また、2月25日には大阪府貝塚市で開かれた第3回水防災タイムラインカンファレンス全国大会に参加させていただき、パネルディスカッションでは私もパネラーの一人として全国のタイムラインに取り組む自治体首長と意見交換をさせていただきました。また、会場では国を初め各関係機関等との関係構築を図ることができ、実り多い機会となりました。なお、この全国大会につきましては来年度は北海道で開催されることが決定されており、滝川市といたしましてもタイムラインの先進自治体として積極的に協力をしてまいりたいと考えております。

以上、口頭報告といたします。

○議 長 次に、教育行政報告を求めます。教育長。

○教 育 長 議長に教育行政報告の発言の許可をいただきましたので、以下ご報告を申し上げます。

平成30年11月22日から平成31年2月18日までの間の教育行政報告につきましては、お手元に印刷配付させていただいておりますので、お目通しいただき、以下3点について口頭で報告を申し上げます。

1点目、1月に開催されました第11回B&G全国サミットにおいて、滝川市B&G海洋センターが優良海洋センターとして特Aの評価をいただきました。本年度連続15回の表彰となります。また、海洋センターや海洋クラブの魅力を発信する2018B&GPR大賞のコンテストでは、応募総数3,600点を超える作品の中から一般財団法人滝川市体育協会の職員がポスターの部で優秀賞を受賞したほか、2月に開催された第4回B&G全国指導者総会では、長きにわたり全国の指導員の模範となる活動で青少年の健全育成に著しく貢献した優秀な指導員として体育協会職員がゴールド褒賞を授与されるなど、これまでの地道な活動を高く評価いただきました。

次に、2点目、滝川西高等学校の出願状況であります。情報マネジメント科については定員120名のところ1.1倍の129名、普通科については定員120名のところ0.9倍の110名の合計239名の出願状況となりました。オープンハイスクールでは315名の見学者がおりましたので、定員充足を期待しておりましたが、普通科ではわずかに定員を割る出願結果となっております。なお、情報マネジメント科出願者の中から普通科への入学を希望している場合は選抜を経て受け入れることもできますが、それでもなお定員割れが予想されますので、2次募集を行う予定であります。あす5日には入学者選抜の学力検査、6日には面接が実施され、18日に学校前での掲示とホームページでの合格発表となります。

3点目は、第2次滝川市子どもの読書活動推進計画についてであります。子供たちの読書環境を充実するため、平成26年度から今年度までを計画期間とする第1次計画を策定して以降、ブックスタート事業を初め、家庭での読み聞かせの啓発や読書活動を通じた親子の触れ合いなど、周産期から子供の成長に合わせた活動を通じて読書習慣を身につけてもらうことに重点を置き、図書館活動の定着とともに成果を上げてまいりました。このたび前計画の検証結果を踏まえ、第2次計画として新たに子どもの読書活動推進計画を策定し、図書館が本を読む場であることにとどまらず、調べる、研究する場として活用いただけるよう、学ぶ力を育む取り組みに重点を置いた活動を進めてまいります。昨年12月、市立図書館は市庁舎に移転後7年余りで来館者数100万人を達成したところですが、今後ますます多くの市民の皆様にご利用いただけるよう、読書活動や環境の充実に努めてまいります。

以上3点を申し上げまして、口頭での教育行政報告といたします。

○議長 報告が終わりました。

これより口頭による報告事項に対する質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これをもちまして行政報告を終わります。

◎日程第5 平成31年度予算大綱等説明

議案第1号 平成31年度滝川市一般会計予算

議案第2号 平成31年度滝川市国民健康保険特別会計予算

議案第3号 平成31年度滝川市公営住宅事業特別会計予算

議案第4号 平成31年度滝川市介護保険特別会計予算

議案第5号 平成31年度滝川市後期高齢者医療特別会計予算

議案第6号 平成31年度滝川市土地区画整理事業特別会計予算

議案第7号 平成31年度滝川市下水道事業会計予算

議案第8号 平成31年度滝川市病院事業会計予算

議案第14号 滝川市保健福祉部の公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例に関する条例

議案第15号 滝川市産業振興部の公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例に関する条例

議案第17号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第18号 滝川市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例

議案第20号 滝川市住宅改修の促進に関する条例の一部を改正する条例

議案第21号 滝川市下水道条例及び滝川市個別排水処理施設条例の一部を

改正する条例

- 議案第 22 号 公の施設の指定管理者の指定について（コミュニティセンター）
- 議案第 23 号 公の施設の指定管理者の指定について（中地区児童センター）
- 議案第 24 号 公の施設の指定管理者の指定について（老人福祉センター）
- 議案第 25 号 公の施設の指定管理者の指定について（三世代交流センター北地区分館）
- 議案第 26 号 公の施設の指定管理者の指定について（身体障害者福祉センター等）
- 議案第 27 号 公の施設の指定管理者の指定について（転作研修センター）
- 議案第 28 号 公の施設の指定管理者の指定について（総合交流ターミナルたきかわ）

○議長 日程第 5、平成 31 年度滝川市各会計予算及び関連議案を一括議題といたしますが、この場合、件名を省略し、議案番号のみで申し上げます。

これより平成 31 年度予算大綱等説明並びに議案第 1 号から第 8 号までの各会計予算、議案第 14 号及び第 15 号、議案第 17 号及び第 18 号、議案第 10 号から第 28 号までの予算関連議案、以上 21 件について一括議題といたします。

なお、過日の議会運営委員会で確認したとおり、議案第 1 号から第 8 号までの各会計予算につきましては、後日設置が予定されております予算審査特別委員会で審査を行うこととなりますので、本日は予算大綱等の説明並びに予算関連議案の説明までといたします。

平成 31 年度予算大綱等の説明を求めます。市長。

○市長 では、平成 31 年第 1 回滝川市議会定例会の開会に当たり新年度予算案の大綱についてご説明申し上げます。

例年でありますと、新年度の予算案審議に際しましては、市政の基本方針と施策の概要、予算編成の大綱など新年度の市政執行の考え方について申し上げるところですが、平成 31 年度は、市長の改選期に当たりますので、新年度の骨格予算について、ご説明申し上げます。

また、今回の定例会は、私に与えられた任期の最終の議会でもありますことから、市民の皆様と進めてきたこの 4 年間の市政について概括的にご報告を申し上げます。

平成 27 年度には、人口減少に歯止めをかけるための重要業績評価指標（KPI）や具体の事業などを盛り込んだ「滝川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、着実な計画の実行に努めてまいりました。

主な事業では、中空知 5 市 5 町の広域連携による「しごとの魅力発信と総合的な就業・移住支援事業」に取り組んだほか、「新築住宅助成制度」を創設し、子育て世代を初めとする移住・定住の促進を図りました。

一方、厳しい財政状況の中で持続可能な財政基盤を構築するため、財政健全化計画を策定し、総

合戦略とともに車の両輪として計画を実践してきており、事務事業や組織・人件費の見直しのほか、ふるさと納税を柱とした歳入確保策にも取り組み、一定の成果に結びついているものと考えております。

人口減少時代を乗り切る「たきかわ創生」のための「11+1（イレブン・プラス・ワン）」については、栄町3-3地区の再開発事業完了を初めとする「中心市街地のリニューアル」、陸上自衛隊第10普通科連隊の即応機動連隊への改編の決定のほか、中空知医療連携ネットワークシステムの導入、小中学校と滝川西高等学校の耐震化の完了、老人ホーム緑寿園や滝川地区広域消防事務組合消防本部・滝川消防署庁舎の完成、子育て世代包括支援センター事業の開始などが取り組みの成果として挙げられます。

また、「平和都市宣言」の制定や、石狩川河川敷パークゴルフ場のオープン、平成6年以来の企業誘致なども実現したところですが、2期目の印象的な出来事としましては、平成29年度に、滝川西高等学校が19年ぶりに甲子園出場を果たし、「滝川」の名を改めて全国に知らしめてくれたとともに、彼らの全力疾走に徹するプレーがまちに活気をもたらし、私たちに夢と感動を与えてくれました。

次に、総合計画において市政推進の柱としている基本目標をもとに、4年間の具体的な施策と実施内容について申し上げます。

初めに、「元気な産業と活力あるまちづくり」についてです。

農業分野への企業参入を推進し、新たな産業づくりや雇用の創出に努めたほか、通年営農を可能とする冬の仕事づくりとして、もみ殻ボイラーを熱源とハウス栽培の可能性を調査しました。また、市場から求められる野菜など付加価値の高い農作物の産地形成を確立するために支援を行いました。

地域で生産された農畜産物や加工品などを市内外へPRするため、商談会やイベントに出展したほか、インターネット販売などを通して消費拡大や販路開拓支援に取り組みました。また、地域産品を安定的に輸出する民間主導の体制構築に向け、集出荷機能を持つ滝川地方卸売市場を地域商社と位置づけて香港や台湾のスーパーにおいて滝川産農産加工品のPRを行いました。

国の米政策の見直しが進められる中、滝川市農業再生協議会を主体として需要に応じた米の生産に取り組むとともに、意欲ある農業者が安心して農業経営に取り組むことができるよう、経営所得安定対策などを着実に実施しました。

すぐれた農業後継者を育成するための滝川農業塾へは、これまで30名の入塾があり、幅広い研修を通じ、将来の経営者としての自覚と資質の向上が図られ、修了生は地域の中心となって活躍しています。

新規就農者については、この4年間で果樹と花卉栽培の2件の新規就農があり、今後の本市農業の担い手となっていくことを期待しています。

農業生産基盤の整備を進める道営土地改良事業については、平成30年度末までに4地区の事業が完了しました。

産業振興事業については、滝川市産業活性化協議会の「産業創出促進助成金」制度を活用し、市内事業者による新商品開発や設備投資など新たな事業活動を支援したほか、企業の新分野進出や、

起業化などに対する支援体制の強化を目的に、たきかわ産業支援相談窓口を設置しました。また、その取り組みの一環として新規創業者や創業希望者を対象に創業塾「TAKI-Biz Cafe」を通じ、起業化などの取り組みを支援しました。

企業誘致の推進については、積極的な情報収集や企業訪問活動を実施し、地域が持つ優位性を活用できる企業への働きかけを行った結果、国内大手運送会社の誘致に成功したほか、市内に大規模太陽光発電事業で進出をした国内大手メッキ処理加工用薬品メーカーが、100パーセント出資の子会社を設立し、純国産ワインの普及とブランド化を目指して農業参入するに至りました。

雇用の確保については、市内の高等学校や短期大学、関係機関などが参画し設立した滝川人材定着推進協議会により、学卒者の地元定着の向上を図るため地方創生セミナーや企業見学バスツアーを実施しました。また、高齢者や女性の雇用拡大への対策については、企業と連携し仕事説明会を開催するなど、雇用就業機会の確保に努めました。

次に、「豊かな資源を活かした魅力あふれるまちづくり」についてです。

江部乙地域の美しい景観や環境、文化を将来にわたり守り、これらを活用した観光面の付加価値向上と地域経済の発展を図るために、地域の各団体が連携・協働により組織した「日本で最も美しい村」江部乙協議会に対し支援を行いました。

一般社団法人たきかわ観光協会や観光事業者と連携し、たきかわ菜の花まつりやそらちワイン×ワインフェスタなどイベント内容の充実と誘客に努めました。特に、そらちワイン×ワインフェスタでは、会場を滝川ふれ愛の里から街なかへと変更し、開催時間やPR方法などに工夫をした結果、市外からの来場者数が全体の約4割になるなど、外客誘致につながりました。

観光情報の発信については、滝川観光ガイドアプリの開発やInstagramの開設、JR滝川駅観光情報コーナーのリニューアルオープンなどを行い、情報発信力を強化しました。

広域観光の推進については、日本版DMOを目指し設立された滝川砂川着地型観光推進協議会と連携し、マーケティング調査を実施するとともに、観光資源化できる地域の魅力ある素材の発掘やモデルコースの創出を行いました。また、東空知観光周遊ルート創出推進協議会に参画し、インバウンド向けの広域観光周遊ルートづくりや台湾ブロガーやエージェントの招致に取り組み、本市の魅力発信を行いました。

インバウンド観光客の誘客を図るためにシンガポール人国際交流員を配置し、観光パンフレットの多言語化、多文化共生環境の整備、SNSによる各種情報発信を行うとともに、地域おこし協力隊員を公益社団法人北海道観光振興機構が行う、インバウンド受入体制整備事業を活用してタイ王国に派遣し、現地エージェントへのプロモーション活動などを行いました。これらの取り組みの結果、滝川を訪れた外国人は、平成27年度では1,700人でしたが、平成29年度には、約1.4倍に当たる2,400人に増加しました。

次に、「機能的な生活基盤の充実したまちづくり」についてです。

泉町土地区画整理事業については、都市計画マスタープランなどに基づき都市内交通の円滑化と土地利用の促進を図るため、都市計画道路である西2号通の整備などを実施し、平成33年度の完了を目指して事業を推進しました。

市道の整備については、社会資本整備総合交付金などを有効に活用し、平成27年度から4年間で車道の改良舗装整備を1.8キロ安全な歩行者空間を確保するための歩道整備を1.0キロ実施しました。

「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、計画的かつ修繕費の平準化を図ることにより「しれにあ跨線橋」ほか2橋の修繕工事を実施しました。

公園緑地造成事業については、「公園施設長寿命化計画」に基づき、「花月公園」ほか5公園の改修工事を計画的に進めたほか、日常点検において緊急的な措置を必要とする公園の修繕工事も実施することにより公園施設の延命化を図り利用者の安全確保に努めました。

また、都市公園の適正な配置や緑地の保全に関する将来像や施策を総合的にまとめた「緑の基本計画」を改訂しました。

下水道分流化事業については、河川の水質を保全するため、平成27年度から4年間で合流式下水道区域の分流化工事21.3ヘクタールを実施しました。

公共施設マネジメント計画に基づき、公共施設の適正な維持管理のため施設保全情報を集約し、修繕の優先順位づけを行いました。また、滝川中高年齢労働者福祉センター（サンライフ滝川）の新たな活用策として、図書館書庫と防災備蓄庫への機能移転の方向性を決定するなど、公共施設の選択と集中に取り組みしました。

株式会社アニム滝川が実施する「栄町3—3地区優良建築物等整備事業」については、中心市街地のリニューアルを推進するために、国の交付金を活用した補助金交付や指導・助言などにより、事業完了までの支援を行いました。このことにより、これまで「商いの街」であった中心市街地が「暮らしの街」としての一面を持つ地域となりました。

中心市街地への新規出店の促進、新たな商店街の魅力発信などを推進するために、空き店舗対策として「店舗リノベーション支援事業」、地域の将来を担う若者と商店街がまちの魅力向上へつなげる「若者連携商店街魅力アップ事業」、「街のブランド化」を促進する「ものづくり（職人）支援事業」を実施し、にぎわいあるまちづくりに努めました。

滝川版マルシェについては、官民協力による実現の可能性を探るため、滝川商工会議所と連携を図り、調査・検討を進めました。

市営住宅の建てかえ事業については、東町団地が平成27年度に2期工事で30戸完成したほか、緑町団地は6棟40戸が完成しました。

既存の民間住宅の活用や長寿命化を促進するために平成21年度に創設した住宅改修補助制度と、子育て世帯の居住環境の充実と優良な既存住宅の活用を促進するために平成25年度に創設した住み替え支援制度については、制度の実施期限を平成28年度からさらに3年間の延長を行いました。

管理コストの縮減や民間事業者のノウハウを生かしたサービス向上を図るため、公営住宅の指定管理者制度を平成29年度から導入しました。

今後10年における市営住宅などの長期的なストック活用に向けて平成29年度に策定した「滝川市住生活基本計画（第二期）」「滝川市公営住宅等長寿命化計画（第二期）」に基づき、民間事業者が既存住宅等をサービスつき高齢者向け住宅や子育て支援向け賃貸住宅として改修、運営を行

う新たな整備手法を取り入れた官民連携の住宅施策の実現に向け、開西団地再編事業を開始しました。

移住・定住の促進、高品質な住宅の建築促進と地域経済の活性化を図るため、一戸建て住宅の建築・購入を支援する「新築住宅助成事業」を平成29年度より実施しました。

次に、「誰もが住みよい安全安心なまちづくり」についてです。

駅前広場整備事業については、滝川市バリアフリー基本構想に基づき、交通結節点としての機能強化とバリアフリー化を図るため、北海道や関係機関の協力を得ながら事業を実施しました。

市道のバリアフリー化については、重点整備地区内の大町1丁目通り線と交通結節点である滝川駅前広場整備事業にあわせ、栄通り線の歩道の拡幅や段差の解消・道路勾配の緩和を行い、安全で快適な歩行空間の整備を実施しました。

公共交通の大きな課題となっているＪＲ北海道の鉄道事業の見直しに伴い、「当社単独では維持することが困難な線区」と位置づけられたＪＲ根室本線（滝川～富良野間）の維持・存続に向けて、4市2町1村で構成する根室本線対策協議会において、利用促進策、経費節減策、意識醸成策などの検討を行ったほかフォトコンテストの実施やチラシの全戸配布など具体の取り組みを進めました。

高齢者福祉については、平成27年度に策定した「第6期滝川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」や平成30年度に策定した「第7期滝川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、現在26カ所まで拡充している「いきいき百歳体操」や「支えあい・いきいきポイント事業」の実施など介護予防の推進に取り組みました。また、生活支援サービスの充実や地域における支え合いの体制づくりを進めるための「生活支援コーディネーターの配置」を初めとした生活支援体制整備事業の推進など、高齢者が住みなれた地域で自立した日常生活を営み安心して住み続けられるよう各種高齢者施策の推進に努めました。

認知症高齢者の増加に伴い、「認知症地域支援推進員の配置」、「認知症初期集中支援チームの設置」、「認知症ケアパスの作成」などの各種認知症施策の推進や認知症の進行などにより判断能力の低下が見られる方を経済的被害などの権利侵害から守る「成年後見支援事業」の推進を図りました。

地域密着型サービス提供施設の計画的な整備のため、公募により選定を行った認知症対応型共同生活介護・小規模多機能型居宅介護事業所の指定候補者に対して「滝川市介護サービス提供基盤等整備事業費補助金」を交付し開設を支援しました。

障がい者福祉については、障がい者が地域において自立した日常生活と社会生活を営むことができるよう、必要とされる障がい福祉サービス量の見込みなどを踏まえた「第5期滝川市障がい福祉計画」を策定しました。

また、障害者基本法に基づき、障がい者に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための市の基本計画である「滝川市障がい者計画（平成30～34年度）」を策定しました。

重度心身障がい児者の福祉の増進と、日常的に介護・介助しているその家族の休息（レスパイトケア）などのため、社会福祉法人北海道療育園が建設する重症心身障がい児者通園ホーム「たんぽぽの家」の新設事業に対し支援を行いました。

老人ホーム緑寿園の建てかえに伴い、居住費の上昇により負担増となる利用者の安定的な入所生活の維持と施設の円滑な運営を図るため、「特別養護老人ホーム緑寿園利用者負担軽減事業費補助金」を創設し、当該利用者の負担軽減に向けた支援を行いました。

感染症予防事業については、予防接種法に指定された重要疾病の発生と蔓延を予防するため、各種ワクチン接種の接種率向上に向けて積極的な勧奨を行ったほか、新たに日本脳炎ワクチン・B型肝炎ワクチンの定期予防接種を開始しました。

国民健康保険加入者を対象に、生活習慣病の早期発見や重症化予防のため実施している特定健診については、未受診者への積極的な受診勧奨を初め、受診率向上キャンペーン事業や市立病院のほか市内11医療機関とのデータ提供事業などに取り組んだ結果、受診率が向上しました。

後期高齢者を対象とした健康診査の受診率を向上させるため、受診可能な医療機関の拡大や受信料自己負担額の無料化など、受診しやすい環境を整えた結果、受診率は平成27年から平成30年にかけて約3倍以上に増加しました。また、重症化し介護が必要になる可能性の高い脳血管障害などの脳疾患や、認知症の予防と早期発見に特化した脳ドック事業もあわせて実施しました。

市立病院については、診療体制の充実のため、超音波診断装置、乳房エックス線撮影装置などの医療機器を計画的に整備したほか、患者情報の共有化を図るため、中空知医療連携ネットワークシステム「そら・ねっと」を平成28年より6公立病院で稼働し、順次、圏域の民間医療機関、歯科医院、調剤薬局にも参加対象を拡大しました。また、総務省の「新公立病院ガイドライン」に基づき、平成29年3月に「滝川市立病院経営計画」を策定し、持続可能な病院経営を目指して取り組みを推進しました。

広域防災拠点にふさわしい「顔の見える消防庁舎」「市民に開かれた親しみやすい防災拠点」として、平成29年8月に完成した滝川地区広域消防事務組合消防本部・滝川消防署庁舎や広域消防管内の119番通報受信、消防無線を統合する高機能消防指令センターの整備など、広域消防管内の消防力を向上させたほか、出動の迅速化を図りました。

地域の安全・安心な消防体制の充実を図るため、はしごつき消防自動車や江部乙地域を管轄する江竜支署の高規格救急車を更新したほか、老朽化した滝川消防団第五分団詰所の建てかえを行い、防災拠点の機能強化を図りました。

大型化、激甚化が予想される災害に備え、平成28年8月に道内初の「石狩川滝川地区水害タイムライン（試行版）」を策定し、多様な関係者との連携を構築し防災力の強化を図ったほか、災害対応マニュアルなどの見直しも行いました。

避難所の適正化を図るため、「滝川市避難所見直し検討市民会議」を設置し、見直しに着手したほか、地域との連携により「逃げ遅れゼロ」を目指し、避難行動と避難所運営に着目した滝川市防災総合訓練を実施しました。

河川整備事業については、有明地区の水害対策として銀川の護岸改修工事を実施し、浸水被害の低減を図りました。

スポーツセンター第1体育館・第2体育館については、改修工事を実施し、スポーツの拠点施設、災害時の避難拠点施設として整備しました。

次に、「未来へはばたく子どもたちを育むまちづくり」についてです。

教育振興のための具体的な施策を取りまとめた「滝川市教育推進計画（第2期）」を策定しました。

学校を核とした地域の教育力を高め、多様な教育活動の充実を図るため、コミュニティ・スクール導入に向けて「滝川版コミュニティ・スクール基本方針」を策定しました。

市独自で導入している「少人数学級実践事業」については、小学校3・4年生を35人学級とし、子供一人一人に応じたきめ細やかな指導と見守りの充実を図りました。

外国語教育の充実とコミュニケーション能力の向上を目指し、小学校の全ての外国語活動の時間に外国語指導助手（ALT）を配置したほか、国際感覚や異文化への理解力を育成するため、全ての中学校に「英語ルーム」を新設するなど環境整備を行いました。

また、「英検I B A」の受験料を助成して、生徒みずからの英語力を把握できる機会を提供するとともに、千歳科学技術大学と連携した「英検eラーニング」による自学自習システムを導入し、生徒の英語力の向上と資格取得を促進しました。

学校におけるICT環境整備については、小中学校のパソコン教室に設置している全てのパソコンをタブレット型に更新するとともに、全普通教室にワイファイのアクセスポイントを設置し、授業の質的向上はもとより、さまざまな学習場面において効果的な運用が行える環境を整備しました。

学校施設については、滝川第三小学校旧校舎の解体工事やグラウンド・外構工事を初め、その他の学校校舎や体育館の改修工事などを行うとともに、全ての小中学校と滝川西高等学校の耐震化を完了し、安全・安心な教育環境の確保に努めました。

学校給食施設については、安全で効率的に給食が提供できる親子給食を推進するため、西小学校に市内3カ所目となる共同調理場を整備し、開西中学校との親子方式による給食提供を開始しました。

学校給食費の徴収管理については、学校給食の安定的運営や学校とPTAの給食費徴収事務負担の軽減のため、学校ごとに運営されてきた私会計を、公会計へ移行しました。

また、「滝川市小・中学校適正配置計画（後期）」を策定して以降、江部乙地区における小中学校のあり方について、統合の適否を議論するため、保護者や地域の関係団体との懇談を重ねてきました。また、保護者の意見を十分に把握するため、江部乙地区に居住される中学校就学前の児童・幼児の保護者を対象にアンケート調査を行うとともに、その結果を踏まえ地域懇談会を開催し、江部乙中学校を江陵中学校に統合することを教育委員会方針として示しました。

滝川西高等学校については、北海道教育委員会の公立高等学校配置計画に基づき、平成30年度に職業学科を1学級減として、新学科「情報マネジメント科」3学級、普通科3学級に再編し、新たにスタートしました。これからのグローバル化社会に必要とされる高度な専門性とマネジメント能力を備えた、将来のビジネスリーダーを育成するために、学科の特色づくりや指導内容の充実に取り組んだほか、資格取得・検定合格に多くの実績を上げ、「普職併置校」としての特性を生かした教育を実施しました。

國學院大學北海道短期大学部との連携については、地域に根差した大学として、より一層の連携

強化を図るために、包括連携協定を締結しました。協定に基づき、地方創生に資する地域人材の定着を目指した「國學院大學北海道短期大学部修学奨励金」などの奨励金制度を創設したほか、「國學院大學北海道短期大学部に関する地域連携協議会」において、学生確保や地元就職の促進に取り組みました。

一般社団法人滝川国際交流協会との連携により、独立行政法人国際協力機構（JICA）や総務省のメニューを活用した研修員の受け入れを積極的に行い、多様な事業を展開する中で、幼稚園や保育所、小中学校、高等学校における多文化共生への意識醸成と国際性豊かな青少年の人材育成を推進しました。

また、ジュニア大使訪問団やシンガポールスタディーツアーなど青少年が異文化にじかに触れる機会を提供し、国際性豊かな人材を育成しました。

平成27年度からの5カ年計画である「滝川市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、安心して子育てができるように適正に保育所などを運営するとともに、子育て支援・子育て環境の向上に取り組みました。

妊娠期から子育て期にわたる総合相談窓口として専門職員が一人一人に寄り添いサポートし、切れ目なく母子保健と子育て支援のサービスを一体的に提供する「子育て世代包括支援センター事業」を保健センターで開始しました。

二の坂保育所については、社会福祉法人滝川市社会福祉事業団に保育所施設の建てかえと運営を要請し承諾を得て、建設地となる旧滝川市サイクリングターミナルの解体・整地を実施するとともに、平成32年4月の開設に向けて、施設整備に着手し事業が円滑に進むよう支援しました。

不妊治療支援・妊婦健康診査支援事業については、少子化対策の一環として、不妊症や不育症に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図ることで治療を受けやすい環境をつくるため、一般不妊治療・不育治療への助成を行ったほか、安全・安心な出産を迎えるため、妊婦健康診査に係る費用を助成しました。

次に、「市民が活躍するまちづくり」についてです。

市民みずからの発想や行動力を生かした市民力による魅力あるまちづくりを推進するために設置した「未来へつなぐ市民力推進事業補助金」については、平成27年度から若い世代のまちづくり活動の参加を支援するため、若者加算を取り入れた「市民が活躍するまちづくり活性化事業補助金」に改めました。

まちづくりセンターについては、民間のすぐれたノウハウを活用し、さらなるサービスの向上と新たな発想による管理運営を行っていくため、指定管理者制度を導入し、中間支援センターとして充実を図るとともに、まちの交流拠点として市民活動の推進と利便性の向上に取り組みました。

農村環境改善センターに江部乙地区コミュニティセンターの機能を集約し、江部乙地区におけるコミュニティ活動の拠点として、情報発信や3世代交流など魅力ある地域づくりを進めるため、地域住民による懇談会を設置し、必要な機能の配置と改修事業などを盛り込んだ基本計画を策定しました。

平成29年にオープンした「石狩川河川敷パークゴルフ場」は、8コース72ホールを有する道

内でも有数の大規模施設として、各種大会を誘致するとともにスポーツを通じた健康づくりや多世代交流を推進しました。

また、市営球場については、内外野の暗渠排水工事、グラウンド改修工事などを実施しました。

海洋センターのバリアフリー改修工事、パラカヌー競技艇2艇の配備など環境整備を進めたほか、関係機関と協力しながら、パラカヌー競技選手の事前合宿や事後交流などの実現に向けて活動を継続しました。また、障がいの有無にかかわらず、誰もが気軽にスポーツレクリエーションに触れる機会として、江部乙丘陵地マラニックを始めたほか、市内小学校においてアダプテッド・スポーツ授業を実施しました。

次に、「効率的な行政運営によるまちづくり」についてです。

財源補填的な基金繰り入れを必要としない財政運営を目指すために、平成27年度に策定した財政健全化計画については、毎年、事務事業の見直しや組織・人件費の見直しに着実に取り組んだところであり、特に、事務事業の見直しに係る平成28年度当初予算から平成30年度当初予算までの削減効果額は8,952万2,000円となり、計画の73.6パーセントを達成しました。

一般廃棄物最終処分場については、家庭などから排出されたごみの適正な処理を持続し、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るため、平成32年4月の供用開始を目標に、財政負担の軽減に配慮したかさ上げによる延命化計画を策定し、基本設計、測量調査、生活環境影響調査などを行いました。

ふるさと納税の推進については、市内事業者との連携を深め、新たな返礼品の開発を進めるとともに、ポータルサイトの充実など地道な取り組みを進めてきた結果、寄附額が毎年着実に増額となり、平成30年度は12月31日現在で前年度の4倍を超える約7億4,000万円の寄附があり、過去最高となりました。

定住自立圏構想の推進については、「中空知定住自立圏共生ビジョン」の策定以降毎年度、学識経験者や圏域内の関係者で構成する「中空知定住自立圏共生ビジョン懇談会」や各市町長で構成する「中空知定住自立圏構想推進会議」を開催して一部改訂を行い取り組みを進めてきたほか、平成30年度には「第2期中空知定住自立圏共生ビジョン」を策定しました。

滝川市まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進については、平成27年度に「滝川市人口ビジョン」、「滝川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、以降毎年度、総合戦略の進捗状況を検証するとともに、外部有識者などで構成される「滝川市まち・ひと・しごと創生会議」を開催し総合戦略を改訂しました。

総合戦略の広域連携事業である「しごとの魅力発信と総合的な就業・移住支援事業」については、中空知に関心を持ってもらい移住につなげるための取り組みとして、中空知企業への訪問ツアーの実施、移住検討者向け中空知紹介サイトの開設、なかそらち合同企業説明会などを実施しました。

中空知衛生施設組合が運営する滝の川斎苑については、建物・設備の老朽化や施設の狭隘、多様化する住民のニーズや将来の人口ビジョンに適切に対応できる施設を建設するため、平成33年4月の供用開始を目標に改築基本計画を策定し、建築基本設計、地質ボーリング調査、建築実施設計などを行いました。

以上、4年間の滝川市行政の成果について申し上げましたが、積極的に諸課題の解決に取り組み、議会の決定を基礎として、市民の皆様の力をかりながら一定の成果を上げることができました。心から感謝を申し上げます。大変ありがとうございました。

次に、平成31年度各会計予算案の大綱について、ご説明申し上げます。

平成31年度は統一地方選挙の年であることから、当初予算については、継続事業を中心とした骨格予算となりますが、「滝川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」と「滝川市財政健全化計画」の最終年度の予算として、健全な財政運営の実現を目指すとともに、将来に向けた投資を図るなど、効率的かつ効果的に編成したものです。

現年度分収納率98.1パーセントを目標とした市税の確保のほか、事務事業の見直し、組織・人件費の見直し、歳入の確保対策など財政健全化計画に掲げる内容を的確に反映するとともに、総合計画の7つの柱に基づき、予算を計上しました。

この結果、一般会計200億3,700万円、特別会計103億4,298万円、下水道事業会計支出26億9,676万円、病院事業会計支出78億8,557万円となり、各会計の歳出総額は409億6,231万円で、平成30年度当初予算と比較して、0.5パーセントの減、金額では1億9,659万円の減となりました。

次に、会計別の概要を申し上げます。

一般会計におきましては、前年度に対して1億9,700万円増となる予算としましたが、地域経済の活性化を図るため、道路新設改良事業などの実施、骨格予算として滝の川斎苑改築工事費負担金や新築住宅助成事業補助金などの継続事業を一定程度盛り込むことにより、予算額200億3,700万円で、前年度比1.0パーセント増となっています。性質別に見ますと、人件費については、組織・人件費の見直しなどにより、予算額34億1,588万円で、前年度比0.6パーセントの減、物件費は、ふるさと納税関連経費の増などにより、予算額23億2,167万円で、前年度比9.7パーセントの増、扶助費は、児童扶養手当の増などにより、予算額37億2,156万円で、前年度比0.8パーセントの増、建設事業費は、さきに申し上げましたが、骨格予算のため、予算額3億3,523万円で、前年度比50.6パーセントの減、公債費は、計画的な借入れの成果などにより、予算額18億4,905万円で、前年度比2.9パーセントの減となっています。

次に、国民健康保険特別会計におきましては、保険給付費の減などにより、予算額46億9,592万円で、前年度比6.4パーセント減、公営住宅事業特別会計におきましては、住宅建設費の減などにより、予算額8億1,873万円で、前年度比5.8パーセント減、介護保険特別会計におきましては、保険事業勘定は、保険給付費の減などにより、予算額40億3,832万円で、前年度比1.2パーセント減、介護サービス事業勘定は、管理代行負担金の減などにより、予算額7,509万円で、前年度比4.1パーセント減、介護保険特別会計総体では、予算額41億1,342万円で、前年度比1.3パーセント減、後期高齢者医療特別会計におきましては、後期高齢者医療広域連合納付金の増などにより、予算額6億3,660万円で、前年度比3.7パーセント増、土地区画整理事業特別会計におきましては、西2号通の工事費の増などにより、予算額7,831万円、前年度比116.5パーセント増、下水道事業会計におきましては、企業債償還金の減など

により、支出額２億９，６７６万円で、前年度比７．２パーセント減、病院事業会計におきましては、特別損失の増などにより、支出額７億８，５５７万円で、前年度比２．３パーセント増となりました。

次に、普通建設事業費の全体予算について、各会計ごとにご説明申し上げます。

一般会計では、道路新設改良事業費２億１，９１０万円、滝川第二小学校体育館床改修事業費２，６４０万円などを含め、総額で３億３，５２３万円、公営住宅事業特別会計では、４億２，６７６万円、土地区画整理事業特別会計では、６，０００万円、下水道事業会計では、６億４，２２７万円、全体で前年度比２１．３パーセント減の１４億６，４２６万円を計上しました。

引き続き、施策の主なものについて、ご説明申し上げます。

初めに、「元気な産業と活力あるまちづくり」についてです。

農業を起点とした元気な地域産業づくりについては、農業分野への企業参入支援や新たな商品開発・特産品の販路拡大を行うため、農商工連携推進事業費７１万円を計上しました。

持続可能な農業のための生産基盤・体制の確立については、農業生産基盤や基幹農業水利施設の整備のため、道営土地改良事業負担金１，６３８万円、道営土地改良事業計画樹立事業負担金５３万円、農地・水路・農道などの地域資源の適切な保全管理を行う地域組織の活動を支援するため、多面的機能支払交付金１億３，３９７万円を計上しました。

力強い産業の育成・雇用の確保については、「外国人受入環境整備推進事業」や「りんごを核とした６次産業化」の推進を図るため、「地域おこし協力隊員」計２名分７９２万円、産業振興・雇用創出・地域経済活性化の取り組みを支援するため、滝川市産業活性化協議会負担金３３０万円、滝川ふれ愛の里のさらなる集客増加を目指すため、滝川ふれ愛の里管理代行負担金３，０００万円、建設分野等における人材不足の課題解決に向け、外国人人材活用の基盤づくりを図るため、自治体職員協力交流事業費１，８５４万円、自治体職員協力交流事業におけるモンゴル国からの研修員受け入れに対応するため、外国青年招致事業費１，８５４万円を計上しました。

次に、「豊かな資源を活かした魅力あふれるまちづくり」についてです。

地域みずから取り組む地域振興事業の推進については、江部乙地域の魅力をより一層向上させる活動を支援するため、「日本で最も美しい村」江部乙協議会交付金１５０万円を計上しました。

集客・交流事業の推進については、地域のすぐれた観光資源を生かし、観光事業の振興を図るため、たきかわ観光協会補助金１，００５万円、観光拠点としてきた丸加高原伝習館については、今後のあり方を検討するため丸加高原伝習館運営費８５０万円を計上しました。

広域観光の推進については、地域が主体となって戦略的に観光事業を推進するため、滝川砂川着地型観光推進協議会負担金５０万円を計上しました。

次に、「機能的な生活基盤の充実したまちづくり」についてです。

コンパクトで機能的な都市の形成については、公園施設を適正に維持管理し、安全性の確保と長寿命化を図るため、公園長寿命化計画策定費５００万円、都市環状軸の形成に向けた都市計画道路３・４・１５号西二号通等の整備を実施するため、泉町土地区画整理事業費６，０００万円、町内会などが管理している街路灯のＬＥＤ灯への切りかえを促進するため、街路灯設置補助金１，４０

0万円、市内経済の状況を考慮し、地域経済への波及効果の高い公共事業を実施するため、普通建設事業費14億6,426万円を計上しました。

にぎわいのある中心市街地の活性化については、出店者の初期投資を軽減することで、空き店舗の流動化を促進するため、店舗リノベーション支援事業補助金170万円を計上しました。住宅ストックの適正管理については、移住・定住と高品質な住宅建築などを促進するため、新築住宅助成事業補助金1,800万円、安全・安心な住宅ストックの形成に向け、耐震化工事を促進するため、住宅耐震改修支援事業費746万円、既存住宅ストックの有効活用により子育て世帯を支援するため、住宅住み替え支援事業補助金1,073万円を計上しました。

次に、「誰もが住みよい安全安心なまちづくり」についてです。

市内公共交通の充実については、JR北海道の路線見直しに伴い、根室本線対策協議会において維持存続に向けた検討を行うため、根室本線対策協議会負担金10万円、市民の移動手段である市内バス路線の維持確保を図るため、一般乗り合いバス運行負担金500万円を計上しました。

災害に強いまちづくりについては、災害時に必要な備蓄品を確保し、避難所の運営を行うため、防災備蓄品購入費・避難所等経費390万円、安全・安心な消防体制の充実を図るため、水槽つき消防ポンプ車更新事業負担金350万円、冬季における道路の安全を確保し、市民生活への影響を最小限に抑えるため、除雪車両購入費250万円を計上しました。

次に、「未来へはばたく子どもたちを育むまちづくり」についてです。

滝川市で教育を受けさせたいと思われる環境づくりについては、より安心で快適な学校環境を整備するため、滝川第二小学校体育館床改修事業費2,640万円、地域を生かした多様な教育活動を実践し、地域とともにある学校づくりを推進するため、コミュニティ・スクール事業費62万円、就学機会の拡大とあわせて地域人材の定着などを旨とするため、國學院大學北海道短期大学部修学奨励金1,300万円、國學院大學北海道短期大学部連携事業補助金150万円を計上しました。

滝川市で子育てしたいと思われる環境づくりについては、不妊・不育症の治療費用の助成により少子化対策の推進を図るため、不妊治療支援事業費200万円、安全・安心な出産をサポートするため、妊婦健康診査支援事業費2,325万円を計上しました。

次に、「市民が活躍するまちづくり」についてです。

市民が生きがいを持って活躍する地域づくりについては、市民の健康増進、世代間交流、地域コミュニティの醸成などを推進するため、石狩川河川敷パークゴルフ場運営管理事業費2,772万円、美術自然史館の企画展示を行うため、企画展事業費199万円を計上しました。

次に、「効率的な行政運営によるまちづくり」についてです。

財政健全化の推進については、市立病院の経営改善や公共施設の見直しに向けた計画を策定するため、行財政改革推進事業費1,600万円を計上しました。

公共施設の一元管理については、滝川市公共施設マネジメント計画に基づき、持続可能な公共施設運営を図るため、公共施設修繕事業費1,485万円を計上しました。

一般廃棄物最終処分場かさ上げ整備については、一般廃棄物最終処分場の延命化を図るため、一般廃棄物最終処分場設置変更届作成業務費323万円を計上しました。

滝の川斎苑の改築工事については、老朽化した現在の斎苑を建てかえるため、滝の川斎苑改築工事費負担金１億３，０６０万円を計上しました。

第三セクターの経営健全化については、個別事業の見直しや経費節減などによる経営改善を促進し、第三セクターの経営を支援するため、滝川振興公社貸付金６億７，５００万円を計上しました。

次に、これらに見合う平成３１年度一般会計歳入の主なものについてです。

市税については、個人市民税は、給与所得の伸びなどから前年度比増額で見込みましたが、法人市民税については、平成３０年度決算見込みを踏まえて減額としました。

また、収納率については、現年度分９８．１パーセント、滞納繰り越し分１０．６パーセント、合わせて８８．８パーセントを確保する予算としたところ、市税全体では、対前年３，５９３万円増の４３億２，２０２万円、地方交付税については、普通交付税、特別交付税を合わせて、対前年９，３３４万円減の６６億３，５１０万円、ふるさと納税による寄附金については、平成３０年度決算見込みを踏まえて、対前年５億円増の７億円、その他の歳入としまして、国庫支出金２９億２０６万円、道支出金１１億６，０８２万円、市債７億４，２０３万円を計上しました。

基金繰入金については、対前年１億５６６万円増の３億６７１万円を計上しております。

以上、平成３１年度の各会計予算案の大綱について、申し上げました。

厳しい行財政運営の中にありますが、予算計上に当たっては、継続事業に一定の配慮を行ったほか、将来にわたり市民の皆様が安心して暮らせるまちの実現に向けた取り組みに十分配慮したところ です。

これを基礎として、平成３１年第２回定例会においては政策予算を計上し、地方創生の取り組みなどが推進できることに期待を寄せております。

市民の皆様、市議会議員の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げ、慎重なるご審議と適切なご決定をいただきますよう重ねてお願いを申し上げます。

なお、誤読、数字の読み違いなどがございましたら、お手元にお配りをさせていただいております文書が正しいものでございます。ご了承賜りますようお願いを申し上げます。

以上であります。

○議長 議長案第１４号の説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいま上程されました議案第１４号 滝川市保健福祉部の公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例に関する条例についてご説明いたします。

滝川市中央老人福祉センターは、滝川市老人クラブ連合会に指定管理者として運営管理を行っていただいておりますが、老人クラブ組織や活動の活性化を踏まえ、今後のあり方について検討、協議を継続していることから、管理期間については引き続き滝川市における公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第５条第１項に規定されている３年を１年とする特例を定めるため、この条例を制定したいとするものです。

施行期日は、公布の日から施行したいとするものです。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 議長案第１５号の説明を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長 ただいま上程されました議案第１５号 滝川市産業振興部の公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例に関する条例についてご説明申し上げます。

産業振興部が所管する総合交流ターミナルたきかわに関し、平成３１年４月１日からの指定管理期間について、指定管理者の手続条例第５条第１項にかかわらず１年としたいとするものでございます。提案理由につきましては、地域住民で構成する総合交流ターミナルたきかわ管理組合がその管理を行ってきたところでありますが、近年の収支状況の悪化を踏まえ、これに対する適切な改善が図られるまでは単年度ごとの指定が適当であると考えたほか、今後の施設管理のあり方についても改めて検討する必要があると判断したものでございます。つきましては、平成３１年度においては指定管理期間を１年とすることとし、手続条例の特例について定めるため、この条例を制定したいとするものでございます。

附則１として、この条例は公布の日から施行するものとし、２として、この条例は平成３２年３月３１日をもって失効するものでございます。

以上、議案第１５号の説明とさせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 議長 議案第１７号の説明を求めます。教育部長。

○教育部長 ただいま上程されました議案第１７号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

このたびの改正の趣旨でございますけれども、次年度市内の各中学校区で設置を予定しております学校運営協議会、いわゆるコミュニティ・スクールの導入に伴いまして、当該協議会委員の身分が非常勤の特別職となることから委員報酬について新たに規定する必要があるため、本条例を改正したいとするものでございます。

改正の概要につきまして参考資料でご説明しますので、新旧対照表をお開き願います。説明の順が前後しますけれども、初めに参考資料１ページの中段、別表をごらんいただきたいと思います。改正後の別表の中に、第１３の項としまして新たに学校運営協議会委員の報酬、年額６，０００円を追加し、上段に戻りますけれども、改正後の第２条第６項及び第７項で年度の途中で委員が交代した場合に報酬を月割りで支給する旨の規定及びその場合の算定方法の規定を追加するものでございます。

第３条第３項は、委員報酬の支払い時期を定める規定でございます。

附則で、この条例の施行期日を平成３１年４月１日としたいとするものでございます。

以上、議案第１７号の説明とします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 議長 議案第１８号の説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいま上程されました議案第１８号 滝川市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

滝川市西町デイサービスセンターの利用料のうち、食事の提供に要する費用を改定したいとするものです。現行、昼食１回につき５００円と定めておりますが、平成１７年から改定をしていないこと、昼食を要しない方でもおやつの提供を受ける場合があることから、昼食１回につき５５０円

とし、おやつのみ提供の場合は50円とするものです。

施行期日は、平成31年4月1日から施行したいとするものです。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 議長第20号及び第21号の説明を求めます。建設部長。

○建設部長 ただいま上程されました議案第20号 滝川市住宅改修の促進に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の改正につきましては、平成31年3月31日までの時限的な措置として制度運用してまいりました滝川市住宅改修支援補助制度につきまして、平成29年度に策定した第2期の滝川市耐震促進計画に基づき、住宅の耐震化率を向上させ、安全、安心な住宅ストックの形成を推進するため、制度を1年間延長したいとするものでございます。

改正の内容につきましてご説明申し上げますので、新旧対照表をお開きください。附則の第2項におきまして、失効期日を平成31年3月31日から平成32年3月31日に延長したいとするものでございます。

附則としまして、この条例の施行期日を公布の日からとしたいとするものでございます。

以上、議案第20号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第21号の説明とさせていただきます。ただいま上程されました議案第21号 滝川市下水道条例及び滝川市個別排水処理施設条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

公共下水道使用料及び個別排水処理施設使用料の算定等に関する事務につきましては、滝川市と中空知広域水道企業団における下水道使用料の算定に関する事務等の委託に関する規約に基づき、事務の管理及び執行の一部を企業団に委託しているところでございます。そのため、平成32年4月1日より中空知広域水道企業団において検針業務が毎月検針から2カ月に1度の隔月検針に変更になることに伴い、下水道使用料等の算定方法についても当該隔月検針に対応するため、関連条例の一部を改正したいとするものでございます。今回の一部改正の大きなポイントといたしまして、検針を行わない月は直前の検針月の污水排出量から推定される排出量で算定した使用料とし、検針月では検針された污水排出量により算定した使用料から検針を行わない月の使用料を差し引いて精算する内容となります。

一部改正の詳細につきましては参考資料によりご説明いたしますので、新旧対照表をごらんください。滝川市下水道条例の一部改正、第1条関係でございますが、第2条は新たに2つの用語を定義しております。

第33条第1項は、使用料の納入について第34条の2及び第34条の3により使用料算定の方法を規定する旨を定めことによる文言整理になります。

現行の第33条第3項は、第2条及び第34条の2で新たに規定したことによる削除になります。

第34条は、使用料算定の基礎となる污水排出量は、検針月を含む前2カ月分とすることを規定するもので、第1号から第3号はそれぞれ水道を使用する場合、水道水以外の水を使用する場合、併用する場合の扱いを規定しており、第2号の水道水以外の水を使用する場合において参照する別

表が別表第4から別表第3に変更になることによる文言整理になります。

現行の第34条第2項は、第34条第2号に文言を規定したことによる削除になります。

新しく追加となる第34条の2第1項は、検針隔月化に伴う使用料の算定方法を規定したものでございます。まず、第1号の検針月に係る使用料は、検針月を含む前2カ月分の汚水排出量を毎月均等に使用したものとみなして、それぞれ使用料を算定した額の合計額から第2号で規定する推定月分使用料を控除し、得た額として算定する内容となります。加えて、後段において合算額が第2号に規定する推定月の使用料の額を下回る場合の計算方法及び端数が生じた場合の整理方法について規定しております。

また、第2号においては、検針等を行わない月に係る使用料、推定月のことですが、その直前の2カ月分の汚水排出量の2分の1に相当する排出量を推定月分の排出量とみなして算定するという内容になります。

第3号においては、ディスプレイの利用に伴う使用料の規定になります。

第34条の2第2項は、検針月で算出された合算額が推定月の額を下回る場合の前月分の使用料の更正について規定しております。

新しく追加となる第34条の3第1項及び第2項は、下水道等の使用について開始や廃止などを行った場合の使用料の算定方法を規定するもので、第3項は現行の第36条第3項の規定を繰り上げたものになります。

第36条は、使用料の徴収に係る規定になりますが、所要の文言整理によるもので、現行の第2項及び第3項につきましては第34条の3に規定したことにより削除するものであります。

現行の別表第3は、改正後の第34条の2及び第34条の3に関係することにより、別表第4とし、現行の別表第4は第34条に関係することにより、改正後の別表第3にそれぞれ変更いたします。

続きまして、滝川市個別排水処理施設条例の一部改正、第2条関係についてご説明いたします。

現行の第11条第2項から第4項につきましては、検針隔月化に伴い、新たに第12条で使用料算定の準用を規定したことによる削除になります。

第12条は、使用料算定の規定になりますが、今回の下水道条例の一部改正と個別排水処理施設使用料の算定方法は同様でございますので、改正後の下水道条例第34条から第36条までを準用する規定となり、現行の第2項及び第3項は下水道条例第34条を準用することによる削除となります。

現行の第13条につきましても、第12条の準用規定に含まれることから、削除になります。

第32条は、所要の文言整理となります。

別表第1及び別表第2は、下水道条例の規定を準用する第12条よりそれぞれ別表第2、別表第1に変更いたします。

附則につきましては、第1項において施行期日を平成32年4月1日からとするものであり、第2項の経過措置として、隔月検針による使用料算定を行う開始時期について、5月が検針を行わない月に当たる場合については5月分の使用料算定から、5月が検針を行う月に当たる場合について

は6月の使用料算定から適用したいとするものでございます。

なお、今回の条例改正につきましては、平成31年度中に中空知広域水道企業団によるシステム改修等が予定されていることから、新年度予算に係る負担金の関連がございますので、新年度予算案と同時に上程をしております。

以上、議案第21号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 議案第22号の説明を求めます。市民生活部次長。

○市民生活部次長 議案第22号、コミュニティセンターに係る公の施設の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

地方自治法第244条の2第3項により公の施設の指定管理者の指定を行いたいので、同条第6項の規定に基づき、議会の議決を経たいとするものです。

指定管理者に管理を行っていただく公の施設は、扇町地区コミュニティセンター、幸町地区コミュニティセンター、大町地区コミュニティセンター、江部乙地区コミュニティセンター、西地区コミュニティセンター、北地区コミュニティセンター、中地区コミュニティセンター、緑地区コミュニティセンター、東地区コミュニティセンター、それと本町地区コミュニティセンターの10館です。各コミュニティセンターの所在地、指定管理者となつていただく団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名につきましては、それぞれ議案に記載のとおりでございます。指定期間は、平成31年4月1日から平成34年3月31日までの3年間です。

以上、議案第22号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 議案第23号、第24号、第25号及び第26号の説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいま上程されました議案第23号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、公の施設の指定管理者の指定を行うものでございます。

指定管理者に管理を行わせる公の施設は、滝川市中地区児童センターでございます。指定管理者となるべき団体は中地区コミュニティセンター運営委員会、会長、峯村孝氏でございます。指定期間は、平成31年4月1日から3年間です。

議案第24号、指定管理者に管理を行わせる公の施設は、滝川市中央老人福祉センター、指定管理者となるべき団体は滝川市老人クラブ連合会、会長、泉田千一氏です。指定期間は、平成31年4月1日から1年間となります。

議案第25号、指定管理者に管理を行わせる公の施設は、滝川市三世代交流センター北地区分館、指定管理者となるべき団体は三世代交流センター北地区分館運営委員会、会長、河田静夫氏です。指定期間は、平成31年4月1日から3年間となります。

議案第26号、指定管理者に管理を行わせる公の施設は、滝川市身体障害者福祉センター、滝川市地域ふれあいセンター及び虹のかけ橋公園です。指定管理者となるべき団体は滝川身体障害者福祉協会、会長、川口きよ子氏です。指定期間は平成31年4月1日から3年間を予定しております。

以上、議案第23号から第26号までの説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い

いたします。

○議長 議長案第27号及び第28号の説明を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長 ただいま上程されました議長案第27号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、公の施設の指定管理者の指定を行いたいとするものであります。

管理を行わせる施設の名称は、滝川市東滝川地区転作研修センターでございます。指定管理者となるべき団体の名称は東滝川地区転作研修センター運営委員会、代表者は会長、米田裕紀氏であります。指定管理期間は、平成31年4月1日から平成34年3月31日までの3年間であります。

続きまして、議長案第28号、先ほどの議長案第27号と同様に公の施設の指定管理者の指定を行いたいとするものでございます。

施設の名称は、総合交流ターミナルたきかわでございます。指定管理者となるべき団体は総合交流ターミナルたきかわ管理組合、代表者は組合長、梅野恭正氏であります。指定管理期間は、平成31年4月1日から平成32年3月31日までの1年間であります。

以上、議長案第27号、議長案第28号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願い申し上げます。

○議長 長 以上をもちまして平成31年度予算大綱等説明並びに議長案第1号から第8号までの各会計予算、議長案第14号及び第15号、議長案第17号及び第18号、議長案第20号から第28号までの説明を終了いたします。

◎日程の追加について

○議長 長 お諮りいたします。

本日の日程は全て終わりましたが、過日の議会運営委員会で確認したとおり、あすの日程を本日に繰り上げ、これを日程に追加し、議題といたしたいと思います。

ここで追加日程表を配付いたしますので、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時19分

再開 午前11時21分

○議長 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま配付いたしました追加日程表のとおり本日の日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、日程番号第6から第14までを本日の日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎日程第6 議案第9号 平成30年度滝川市一般会計補正予算（第8号）

○議長 日程第6、議案第9号 平成30年度滝川市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

○副市長 ただいま上程されました議案第9号 平成30年度滝川市一般会計補正予算（第8号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、病院事業会計への繰出金の増額に伴う補正のほか、他会計繰出金、各基金への積立金など、年度末を控え、各経費の確定見込みによる過不足の調整などの補正及び燃料単価の高騰に伴う庁舎、学校施設等の燃料費の補正などが主な理由となっております。

1ページをごらんください。第1条第1項で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億2,103万4,000円を追加し、予算の総額を208億2,236万3,000円とするものでございます。

第2項で、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるところでございます。

第2条、繰越明許費でございますが、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表によるところでございます。

第3条、地方債の補正でございますが、地方債の変更は、第3表によるところでございます。

2ページから5ページまで、第1表、歳入歳出予算補正でございますので、お目通しをいただきたいと思います。

7ページをお開き願います。第2表、繰越明許費でございます。平成31年度に繰り越して使用できる経費のうち、下水道事業会計出資金につきましては、下水道事業会計の合流改善事業における社会資本整備総合交付金について北海道内で事業間調整が行われ、当市への追加配当が決定したところですが、事業が年度内に完了しないため、繰越明許費としたいとするもので、繰越額は4,434万1,000円となっております。また、道営土地改良事業負担金につきましては、国の補正予算（第2号）に対応するため補正したいとするものですが、事業が年度内に完了しないため、繰越明許費としたいとするもので、繰越額は2,262万5,000円となります。プレミアム付商品券事業につきましては、国の補正予算（第2号）におけるプレミアム付商品券事務費補助金を受けて実施するプレミアム付商品券事業を翌年度から実施するため、事務費補助金を全額繰越明許費としたいとするもので、繰越額は369万7,000円となります。FM予備送信所設置工事につきましては、平成30年第4回市議会定例会において議決をいただいたところでございますが、調整、設計に時間を要したことから事業が年度内に完了しないため、繰越明許費としたいとするもので、繰越額は1,290万6,000円となります。

第3表、地方債補正でございます。道営経営体育成基盤整備事業債2,260万円を増額し、2,510万円、北海道滝川西高等学校整備事業債840万円を増額し、5,030万円、臨時財政対策債3,603万7,000円を減額し、5億4,495万1,000円としたいとするものでございます。道営経営体育成基盤整備事業債につきましては、道営土地改良事業負担金の増に伴うもの。北海道滝川西高等学校整備事業債につきましては、滝川西高等学校のトイレ等改修工事に伴う起債について当初一般単独事業債を予定しておりましたが、より有利な公共施設等適正管理推進事

業債の適用が可能となったことにより、起債の限度額を増額したいとするものでございます。臨時財政対策債につきましては、発行可能額の決定に伴うものでございます。

続きまして、補正の内容につきましては事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、14ページ、15ページをお開き願います。2款1項1目一般管理費、補正額111万8,000円の増額につきましては、庶務事務に要する経費の補正でございます。行政処分取り消し等請求控訴事件に係る弁護士の報償金を支出するために補正したいとするものでございます。

2款1項4目財産管理費、補正額7,504万3,000円の減額につきましては、庁舎等の維持管理に要する経費172万6,000円の増額につきましては、燃料単価の高騰に伴い、増額補正したいとするものです。財産の取得、管理及び処分に要する経費7,676万9,000円の減額につきましては、基金利息収入及び寄附金の見込み額の確定に伴い、昨年度の積み残し分と合わせて各基金へ積み立てするため、減債基金積立金5,000円、財政調整基金積立金2万6,000円、国際交流事業基金積立金10万円の増額補正のほか、ふるさと基金積立金は本来2,310万円の増額補正となりますが、病院事業会計の平成30年度決算見込みにおいて資金不足比率が10パーセントを超える見込みとなり、起債申請に係る制度上の制限が加わる可能性を考慮し、今回のふるさと基金積立金の現計予算から1億円を減額し、それを財源に繰り出しを増額することとするため、ふるさと基金積立金7,690万円の減額となり、合計で7,676万9,000円の減額補正としたいとするものでございます。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費、補正額203万1,000円の増額につきましては、その他戸籍住民基本台帳に要する経費の補正でございます。個人番号カード等関連事務を委任している地方公共団体情報システム機構へ支払うため、個人番号カード等関連事務交付金を補正したいとするもので、費用の全額が総務省の個人番号カード交付事業費補助金で措置されるものでございます。

3款1項1目社会福祉費、補正額44万7,000円の増額につきましては、社会福祉対策に要する経費の補正でございます。基金利息収入及び寄附金の見込み額の決定に伴い、昨年度の積み残し分と合わせて社会福祉事業振興基金へ積み立てするため、増額補正したいとするものでございます。

3款1項2目障害者福祉費、補正額2,122万3,000円の増額につきましては、障害者自立支援給付に要する経費の補正でございます。介護給付費扶助及び訓練等給付費扶助の実績を見込み、増額補正したいとするものでございます。

3款1項3目老人福祉費、補正額1,836万7,000円の減額についてですが、老人措置に要する経費795万3,000円の減額につきましては、施設扶助について当初見込みより措置入居者数が減少したことや養護老人ホーム緑寿園において一般入所者より特定入所者数がふえたことにより施設事務費が減少したことに伴い、減額補正したいとするものでございます。北海道後期高齢者医療に要する経費1,041万4,000円の減額につきましては、平成29年度及び平成30年度分市町村療養給付費負担金の確定に伴い、北海道後期高齢者医療広域連合負担金を減額補正したいとするものでございます。

3款2項2目保育所費、補正額412万2,000円の増額につきましては、保育所の運営管理

に要する経費の補正で、2点ございます。1点目は、公定価格の改定や入所児童数が当初予算見込みより増加していることから、花月保育所運営費委託料を220万4,000円、一の坂保育所運営費委託料を164万円増額補正としたいとするもので、財源としては内閣府の子どものための教育・保育給付費及び北海道の子どものための教育・保育給付費で一部措置されるものでございます。2点目は、他市町の保育所を利用する児童の入所期間が延長されることに伴い、広域入所負担金27万8,000円を増額補正したいとするものでございます。

次のページをお開きください。4款1項4目環境衛生費、補正額242万3,000円の減額につきましては、中空知衛生施設組合負担金（滝の川斎苑分）の補正でございます。前年度繰越金の確定により、負担金を減額補正したいとするものでございます。

4款1項5目他会計繰出金、補正額1億3,816万6,000円の増額につきましては、他会計繰り出しに要する経費の補正でございます。後期高齢者医療特別会計につきましては、事業費の確定などに伴い、繰出金を683万4,000円減額補正するもので、病院事業会計につきましては滝川市立病院の平成30年度決算見込みにおいて資金不足比率が10パーセントを超える見込みとなり、それに伴い、起債申請に係る制度上、これまで協議制であったものが許可制となることから、医療機器の購入に影響が出る可能性を鑑み、資金不足比率を10パーセント以内となるように調整し、繰出金を1億4,500万円増額補正したいとするものでございます。

4款2項1目じん芥処理費、補正額3,687万8,000円の減額ですが、中空知衛生施設組合負担金（ごみ処理施設分）3,124万4,000円の減額につきましては、前年度繰越金の確定により負担金の減額補正をしたいとするものでございます。中・北空知廃棄物処理広域連合負担金563万4,000円の減額につきましても、前年度繰越金の確定により負担金を減額補正したいとするものでございます。

4款2項2目し尿処理費、補正額2,000円の減額につきましては、中空知衛生施設組合負担金（衛生センター分）の補正でございます。前年度繰越金の確定により、負担金の減額補正をしたいとするものでございます。

6款1項2目農業振興費、補正額782万6,000円の増額についてですが、農業の振興に要する経費1,000円の増額につきましては、基金利息収入を農業振興基金へ積み立てするため、増額補正したいとするものでございます。担い手育成に要する経費の補正につきましては2点ございまして、1点目の経営対策支援事業は、平成30年度北海道胆振東部地震及び台風21号により被災を受けた農産物の生産、加工に必要な施設、機械の再建、改修等の支援を緊急的に実施する国の補助事業で、当市においては台風21号の強風により施設園芸用のビニールハウスが被災しましたが、そのうち被害の大きかった1経営体について事業採択となったことから、事業費の10分の4に当たる122万6,000円を増額補正したいとするもので、費用の全額が農林水産省の経営体育成支援事業費補助で措置されるものでございます。2点目は、TPP関連政策大綱に基づく施策として国の平成30年度補正予算（第2号）で計上された担い手確保・経営強化支援事業について、担い手育成、確保の取り組みと農地の集積、集約化を一体的に推進する地域において地域の担い手が融資を受け、経営発展のため必要となる農業用機械等を導入する際の融資残について助成を

行う事業で、1件の担い手に対し事業費の2分の1以内の助成金を支出するため、659万9,000円を増額補正したいとするもので、費用の全額が農林水産省の担い手確保・経営強化支援事業費補助金で措置されるものでございます。

6款1項4目農地費、補正額2,262万5,000円の増額につきましては、土地改良に要する経費の補正でございます。国の平成30年度補正予算（第2号）による北海道が実施する土地改良事業費が追加されたことを受け、負担金を増額補正したいとするものでございます。

6款1項5目農業施設費、補正額3,800万円の増額につきましては、ふれ愛の里運営管理に要する経費の補正でございます。ふれ愛の里の施設改修工事につきましては、12月1日のリニューアルオープンに向け、10月29日から休館し、市の発注した空調設備改修工事と指定管理者である北のたまゆらが施設及び設備改修工事を発注しておりましたが、工事準備期間中において入浴施設の主要設備である浴槽ろ過機関係並びに残留塩素計関連の改修が必要と判断し、施設所有者の滝川市と指定管理者の北のたまゆらで管理協定に基づいて協議を行い、当該改修箇所が北のたまゆらの実施する改修と一部重複すること、さらにはリニューアルオープン予定の12月1日に向けての工事工程や休館延長による市民サービス低下などを総合的に判断した結果、北のたまゆらが主体となって一体的な工事を行うことが最善と判断し、実施したもので、工事負担額が確定次第、平成30年度管理代行負担金を変更して拠出することとしたものです。なお、滝川市の工事負担金の確定が2月に入ってから決まったもので、今回補正したいとするものでございます。

7款1項1目商工業振興費、補正額369万7,000円の増額につきましては、プレミアム付商品券事業に要する経費の補正でございます。10月の消費税、地方消費税の引き上げに伴い、低所得者、子育て世帯を対象に、消費に与える影響を緩和するため、プレミアム付商品券発行事業を実施するための事務経費分として補正したいとするもので、費用の全額が内閣府のプレミアム付商品券事務費補助金で措置されるものでございます。

次のページをお開き願います。8款5項1目住宅管理費、補正額1,202万7,000円の増額につきましては、公営住宅事業特別会計繰出金の補正でございます。地域住宅計画に基づく社会資本整備総合交付金事業の交付額の増額に伴い、公営住宅事業特別会計へ繰り出しするため、増額補正したいとするものでございます。

9款1項1目消防費、補正額2,457万8,000円の減額につきましては、消防活動に要する経費の補正でございます。滝川地区広域消防事務組合負担金について、前年度繰越金の確定等により減額補正したいとするものでございます。

10款1項3目教育振興費、補正額489万8,000円の減額につきましては、その他教育振興に要する経費の補正でございます。私立幼稚園就園奨励費補助金について認定件数が当初見込みより減少したことから、減額補正したいとするものでございます。

10款2項小学校費、1目学校管理費、補正額1,910万3,000円の増額につきましては、その他小学校教育の実施及び管理に要する経費の補正で、2点ございます。1点目は、燃料費についてですが、燃料単価の高騰に伴い1,211万円を増額補正したいとするものでございます。2点目は、小学校のガス料金の単価増に伴い、滝川第三小学校で使用しているガス暖房の光熱水費が

不足する見込みとなったことから、６９９万３，０００円を増額補正したいするものでございます。

１０款３項中学校費、１目学校管理費、補正額１，０４６万１，０００円の増額についてですが、その他中学校教育の実施及び管理に要する経費の補正で、２点ございます。１点目は、燃料費についてですが、燃料単価の高騰に伴い７２０万円を増額補正したいとするものでございます。２点目は、開西中学校の暖房機改修に当たり、調整作業実施による電気使用料の増加などに伴い、光熱水費が不足する見込みとなったことから、３２６万１，０００円を増額補正したいとするものでございます。

１０款４項高等学校費、１目学校管理費、補正額２０７万６，０００円の増額につきましては、その他高等学校教育の実施及び管理に要する経費の補正でございます。これにつきましては、燃料単価の高騰に伴い、増額補正したいとするものでございます。

次のページをお開きください。１０款６項１目社会教育費、補正額３０万１，０００円の増額ですが、青少年健全育成に要する経費１，０００円の増額につきましては基金利息収入を青少年健全育成基金へ積み立てするために増額補正したいとするものでございます。その他社会教育振興に要する経費３０万円の増額につきましては、寄附金の見込み額の確定に伴い、社会教育事業振興基金に積み立てするため、増額補正したいとするものでございます。

以上、歳出合計で１億２，１０３万４，０００円の増額となったところでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、１０ページ、１１ページをお開き願います。１１款１項１目地方交付税１億９万１，０００円の減額につきましては、普通交付税の額の確定に伴う補正でございます。

１５款１項１目民生費負担金から１８款１項３目民生費寄附金までは、いずれも歳出関連でございます。

次のページをお開き願います。１８款１項６目商工費寄附金から１９款２項１目基金繰入金までは、いずれも歳出関連でございます。

２０款１項１目繰越金１億５，６４７万３，０００円の増額につきましては、補正に必要な一般財源を繰越金で調整したいとするものでございます。

２１款４項１目後期高齢者医療広域連合受託事業収入１８７万５，０００円の増額につきましては、後期高齢者医療健康診査受診者の増加見込みに伴う補正でございます。

２２款１項３目農林業債は、歳出関連でございます。

２２款１項５目教育債８４０万円の増額につきましては、事業費の財源調整に伴う教育債の補正でございます。

２２款１項６目臨時財政対策債３，６０３万７，０００円の減額につきましては、臨時財政対策債の発行可能額の決定に伴う補正でございます。

以上、歳入合計で１億２，１０３万４，０００円の増額となったところでございます。

以上を申し上げまして議案第９号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。荒木議員。

○荒木議員 1点のみ伺います。

6款1項5目農業施設費、滝川ふれ愛の里運営管理に要する経費3,800万円についてです。管理代行負担金の増額補正ということですが、基本的には工事費だというふうに思います。質疑の趣旨は、この金額がどうなのか、妥当なのかどうかということが我々にはなかなか判断しにくいので、その指標とさせていただきたく、1点伺うものです。この工事については、市の負担分の見積もりを当然途中で精査をされていたと思うのですが、仮の話で恐縮なのですが、これが仮に市の単独の一般競争入札で工事を行っていたとすれば恐らく道単価を考慮した落札予定価格がおおむね判断できるというふうに思うのですが、入札にしていればということですよ、可能であればそれに近いような金額をご提示をいただいて、この3,800万円についてどうなのかというのを判断させていただきたいと思います。

○議長 長 荒木議員の質疑に対する答弁を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長 それでは、ご質疑の工事費といいますが、管理代行負担金の3,800万円の工事相当分の妥当性について答弁をさせていただきます。

ご質疑の工事費用の妥当性につきましては、施設所有者であります市が負担すべき主要な衛生設備工事に係る費用の見積もりを徴しまして、市の内部で精査をしたところ、工事費の見積額が4,000万円、それに加えて改修工事に係る設計費用が必要になることから、指定管理者が行う改修工事にあわせて行うことにより工事費が安価になるということが見込まれたところでございます。このことから、工事費用は妥当であるというふうに判断をしたところでございます。

以上です。

○議長 長 荒木議員。

○荒木議員 1回で終わる予定だったのですが、ちょっとしつこいようなのですが、設計費用ってどれぐらいかかったらどうかということも、おおむねでいいのですけれども、答弁できますか。

○議長 長 産業振興部長。

○産業振興部長 設計費用はおおむね10パーセントということですので、4,000万円の10パーセント程度ですので、工事費の10パーセントということで400万円ということで考えているところでございます。

以上でございます。

○議長 長 柴田議員。

○柴田議員 私も1点だけ質疑させていただきます。

他会計繰出金、病院事業に対する繰り出しです。この繰り出しについては、私はこれは必要であるという考えは持っているわけですが、これはやはり穴埋めの措置でありますから、何度も何度も穴埋めをしていくということについては今後難しい状況も生まれるのではないかという不安がございます。そこで1点、実は先日の地元紙に非常に大きく書かれていた。看護師の不足が生じている。非常に市民の間で大きな関心を呼び、また不安に感じている市民の方が多いものですから、その点1点だけお聞きしたいと思います。退職した看護師さんにお尋ねすると同様の答えが返って

くるのです。始業時の２時間前に病院に出勤して準備を行う。そして、勤務終了時は、これも四、五時間の超過勤務が常時行われている。これを８時間勤務とすれば、十四、五時間の勤務が毎日のように続いている。このような状況から、これ以上働けないという看護師さんが非常にふえている。そして、そういうものがどんどん、どんどん伝わっていくと市立病院で働く看護師さんが二の足を踏むというのか、そのような悪循環が生まれてきているのではないかという、そういうことが非常に心配されるのです。私は問い詰めようとしているのではなくて、病院の上層部としてそういう状況について理解をしているのかどうなのかということを一ポイントお尋ねしておきたいと思います。

○議長 長 柴田議員の質疑に対する答弁を求めます。病院事務部長。

○市立病院事務部長 看護師の超過勤務の関係のご質疑であります。我々は退職する看護師さんに対して聞き取りを行っております。その中でも一部の看護師さんは、業務負担があるので、少し楽なところに行きたいという正直なお答えをしてくれる方もいますが、全体的に見ますとそれだけの理由で退職というふうに至っているとは考えておりません。ただ、業務負担が大きいのは事実でございます。実際平成２９年度の１００床当たりの看護師を見ますと、看護部門の職員数ですね、うちの病院の場合７５人弱ということで、全国平均で同規模ですと８５人ぐらいおりますので、かなり少ない人数の中で看護しているのは事実ですので、そういう面では看護師さんにそれなりの負担をかけているのかなというふうには感じております。

以上でございます。

○議長 長 柴田議員。

○柴田議員 私も１回で終わろうと思ったのですが、もう一点だけ聞いておきます。

始業時前の準備のために２時間程度前に出勤するという、そういうことについてです。病院側として勤務時間が終わってから、まだ患者さんのことで作業が多くて、それに対応するために四、五時間の超過勤務がなされる。そこら辺は今の説明で十分わかるのですが、始業時の２時間前に登院して準備を始めるということになると、これは勤務時間になるのではないかと。ですから、１０時間勤務ということを経験側としてもそれをわかっているのであれば、これは労基法上もどういう問題が生じるかということになるかと思っておりますので、前の支度期間というのを病院側でどう考えているのか、この１点だけもう一回尋ねておきます。

○議長 長 病院事務部長。

○市立病院事務部長 今おっしゃられた始業時前２時間というところは、把握しておりません。実際３０分前ですとか、そのぐらいに出勤されている方は多くいますが、２時間というところは承知しておりません。

○議長 長 それでは、まだ質疑を用意されている方もいらっしゃいますが、時間のほうが１２時前となりましたので、この辺で昼食休憩とさせていただきたいと思っております。再開は１３時といたします。休憩いたします。

休憩 午前１１時５５分

再開 午後 ０時５６分

○議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

午前中、議案第9号の質疑の途中で休憩をとっております。続行いたします。

ほかに質疑ございますか。清水議員。

○清水議員 それでは、6款1項5目農業施設費、滝川ふれ愛の里運営管理に要する経費3,800万円についてお伺いいたします。

事前に通告をしておりますが、追加をした部分を先に述べます。まず、1点目、今回なぜ代行負担金に組み入れるのか。本来であれば、市の施設ですから、管理代行負担金ではなくて、工事請負費とか、そういった支出のあり方が通例だというふうに思います。なぜ代行負担金なのか。この点で、このような管理代行負担金で市の施設の改修、設備の増設等、こういった支出の仕方、予算の組み方についてはこれまで500万円以上ぐらいの場合で、つまり予備費等で流用できないようなものについて前例はあるのか。3点目は、なぜ臨時議会を開いて予算として議決を得る、あるいは最悪でも専決処分とするというような選択をされなかったのか。

まず、3点追加してお伺いいたします。

あとは通告どおりですが、まず滝川ふれ愛の里運営管理に要する経費については、指定管理者である北のたまゆらが施設及び設備改修工事を行い、現在非常に来客者数もふえ、市民の皆様が喜んでおられると。ですから、改修、北のたまゆらさんがかなりの投資をされて市の施設がよくなったと、利用されているということをもまず冒頭述べて、質疑に入りたいと思います。

これは、12月1日のリニューアルオープンとして進めていたところ、改修工事を実施しなければならぬ箇所が見つかったという報告を受けたと。新たに見つかった箇所については、温泉施設の衛生問題にかかわる箇所で確実に改修が必要であり、協定書上、施設所有者である市が行うべきものであったということは既に報告されております。今月の常任委員会で報告をされております。補正内容は、浴槽ろ過機ろ材交換工事や残留塩素計の改修工事、配管洗浄工事など衛生管理にかかわるものとされています。そこで、北のたまゆらさんがこれを発見したということですが、ここで伺いをいたします。

1点目は、改修工事のための休業前の水質に問題はなかったのか。

2点目は、休業前の水質検査の項目と頻度はどのようにしていたのか。

3点目は、衛生管理にかかわるものであれば、昨年3月末まで、滝川グリーンズが運営していたときまでに設備の検査などで市や当時の滝川グリーンズが発見していなければならなかったのではないかと思います。状況について伺います。

4点目は、市は浴槽ろ過機ろ材交換工事の必要性や配管洗浄工事の必要性について点検調査を適切に行ってきたのか、この20年余にわたっての話でお伺いいたします。

また、5点目として、水質の定期検査を開業以来どのように行ってきたのか。

6点目は、残留塩素計については改修工事ということで、新設や増設ではないということが確認されましたので、これについては通告から削除いたします。

そこで、2点目として時系列についてお伺いいたします。まず、1つ目は休業開始日。2点目、

北のたまゆらさんから見つかったという報告を受けた日。3つ目は、市の工事負担額が確定した段階で協定書に基づき平成30年度の管理代行負担金を変更し、対応することで双方確認をしたという日。4点目は、市の工事負担額が確定した日。5点目は、確定した段階で協定書に基づき平成30年度の管理代行負担金を変更し、対応する日。6点目は、市長部局の予算協議と工事執行前に補正予算を組まなくてもよいと判断した日。7点目は、先ほどの荒木議員の質疑でありましたが、市も見積もりを徴取したと、そして北のたまゆらさんがやった場合の金額も聞いたということですから、この日です。

大きな3点目としては、市の負担額が当初予算にないものとして3,800万円発生することは、衛生上必要なものであれば、予算化しなければなりません。しかし、地方自治法では予算事前議決の原則や総計予算主義の原則等で、最初に議会に予算を提出するということが不可欠だというふうに思いますが、今回のこの進め方は地方自治法に違反していないのか。また、2点目としてその理由について伺いいたします。

大きな4点目ですが、協定書がありますが、私は手元にはございません。これには、1点目として、管理代行負担金の変更等についてどのような記載があるか。2点目は、指定管理制度の場合管理代行負担金の増額であれば、市が負担すべき工事や物品購入については210条の事前議決の原則、211条の総計予算主義の原則を適用しなくてもよいのか。3点目は、市の工事負担額が確定しないことを理由に指定管理者が予算議決の前に工事を始め、工事終了してから3カ月以上経過してから予算を上程するということは地方自治法に違反しないのか伺います。

さらに、先ほど管理代行負担金の増額という形で予算化もせず進めたことについて、総合的に判断したと、そういうご答弁が荒木議員の質疑に対してありました。例えば今回のような事例で総合的に判断すると。総合的に判断すれば、予算をつくらなくてもいいのかと、議会に予算を提出しなくてもいいのかという、これは市民が一体これはどういうことなのだという懸念を、疑問を抱くものだというふうに思います。総合的な判断というようなことで地方自治法は私は許されるものではないというふうに思いますので、さらに詳しいご答弁を求めます。

以上です。

○議長 清水議員、確認いたしますが、私事前に質疑の通告をいただいているのですが、もう一件のほうは質疑をしないということでよろしいですか。

○清水議員 議長にご指摘を受けましたので、続けて行います。

プレミアム商品券についてですが、対象は2019年1月1日時点の住民のうち、2019年度の住民税が非課税である者が7,200人、ゼロ歳から3歳未満の740人を合わせ、合計で7,940人が見込まれていると。

まず、1点目、369万7,000円は当面のものというご説明でしたが、これは新年度に追加して事業終了までの分とするとどの程度が見込まれるのか、1点目。

2点目は、生活保護受給者等の取り扱いが臨時福祉給付金の取り扱いをベースに検討するとされていますが、具体的にどのような取り扱いになることが見込まれるか。

3点目は、2019年6月1日時点の住民のうちということですから、6月1日以降に生まれる

お子さんを持つ家庭、また転入者については非該当となります。これについては、事務が煩雑になるとの理由で除外されているようです。全員が受け取れるように国に求める考えについて伺います。

4点目、最終的には窓口に来ることが引きかえの条件ですが、交通費を出したら残らないということなど問題が大きい割に1人5,000円のプレミアは小さ過ぎるのではないかと思います、お考えを伺います。

以上です。

○議長 清水議員の質疑に対する答弁を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長 それでは、ご答弁をさせていただきます。

まず初めに、なぜ管理代行負担金にしたのかという点につきましては、先ほど補正予算の予算説明の中でも副市長が提案理由を申し上げたところではございますが、この工事につきましては北のたまゆら側で行う工事と一部重複することから、全ての工事が完了しないことが理由でございまして、金額が確定しないこと、また12月1日のリニューアルオープンに合わせて工事を行っておりまして、北のたまゆらの最大の意向である設計の発注手続を経ては間に合わなかったこと、さらには滝川市が工事を発注した場合には工事期間が2カ月以上見込まれることから、休業補償が発生することが想定されたところでございます。そういったことから判断した結果、工事が終了し、費用を把握した段階で管理代行負担金として補正予算で議会に、得策であるというふうにして管理代行負担金として計上したところでございます。

続きまして、2点目の管理代行負担金で工事費を組んだ例はあるのかということに関しては、ございません。

なぜ議会を開いて承認を得なかったのかということにつきましては、先ほど答弁いたしましたとおり、リニューアルオープンの部分と工事期間の部分含めて先ほど申しました3点の部分の理由から、時間的な部分、あと費用の面を考えると管理代行負担金として計上することが得策であるというふうに考えたところでございます。

続きまして、通告の部分のところになりますけれども、改修工事に当たっての休業前の水質に問題はなかったかという点につきましては、休業前の水質に問題はないということでの報告を受けているところでございます。

続きまして、水質検査の項目と頻度についてでございますけれども、これにつきましては源泉の水質検査は10年に1回、それから浴槽の細菌類の検査につきましては3カ月か4カ月に1回、残留塩素濃度につきましては1日2回というような形で実施しております。

3番目の衛生管理に関する衛生設備などで市やグリーンズが発見していなければならなかったのではないかとということにつきましては、開設以来20年以上経過しているところでございますけれども、老朽化が進んでいることは認識しておりました。その中で、限られた予算の中で順次修繕の必要箇所の優先順位を判断しながら施設の修繕を行ってきたところであり、今回の修繕箇所も老朽化が進んでいるということは認識していたところでございます。

続きまして、4番目の浴槽ろ過機ろ材交換工事の必要性、それから配管洗浄の工事の必要性、点検、調査につきましては、適切に行っていたところでございます。

それから、水質の定期検査を開業以来どのように行ってきたかにつきましては、先ほどの答弁で申し上げたとおり、検査につきましては職員がサンプルをとって、それぞれ適正に対応してきたところでございます。

続きまして、時系列についてお答えさせていただきたいと思います。まず、休業の開始日につきましては、平成30年10月29日でございます。続きまして、北のたまゆらから見つかったと報告を受けた日につきましては10月の10日、全体工事の打ち合わせのときに口頭で報告があったところでございます。続きまして、3番目の管理代行負担金を変更し、対応することで双方確認した期日につきましては、10月の25日でございます。4番目の市の工事負担金が確定した日につきましては、平成31年2月1日でございます。5番目の確定した段階で管理代行負担金を変更し、対応する日につきましては、今回の補正予算の議決後に決裁を経まして、変更協定書の締結をしたいというものでございます。6番目の市長部局の予算協議の日につきましては、2月の中旬に副市長協議、市長協議を行いまして、予算協議を行ったところでございます。それから、7番目の工事執行前に補正予算を組まなくてもよいと判断した日につきましては、先ほど答弁を申し上げましたように、10月の25日、見積もりを徴して対応したいというような形で管理代行負担金の変更を決断した日でございます。それから、最後の見積もりを徴して比較した日については10月25日と、先ほどの日にちと同じでございます。

続きまして、3番目の予算の事前議決の原則、これについて違反していないのかと、またそれにつきましては地方自治法第211条第1項につきましては当初予算にかかわる規定でありますので、補正予算には適用されないものというふうに理解しているところでございます。

また、第210条につきましては、今回の補正予算を上程いたしまして、議会の議決を経て管理代行負担金の変更を行うため、法令においては問題はないというふうに考えております。

4番目の管理代行負担金の変更についてどのような記載があるのかということにつきましては、それと市が負担すべき物品購入についての総計予算主義の原則を適用してもよいのか等につきましては、まず管理代行負担金の協定書上の変更状況につきましては、第15条において工事または修繕が必要な場合における費用の負担区分が示されておまして、そのうち市が負担すべき項目として、滝川ふれ愛の里の設置そのものに起因して発生したもの及び管理代行負担金の変更について第20条の特別の事情により負担額が著しく不相当となったときの条項に基づき、今回管理代行負担金の変更をしたいとするものでございます。

予算議決前の事前着工につきましては、重複しますけれども、指定管理者側において工事を施工し、工事完了後において市が管理代行負担金にて工事費の負担相当分を行うということでございますので、事前着工には当たらないものと認識しているところでございます。なお、着工前におきましては指定管理者と協議を行いまして、今回の対応につきましては前提として議会の議決を経なければ当該工事負担金相当分の管理代行負担金は支出できないものということも説明し、相手方も理解しているところでございます。

続きまして、プレミアム商品券のご質疑にお答えしたいと思います。まず、初めの369万7,000円は当面のものなのか、また新年度に追加してなのかということについては、これは事務費

として今回計上したものでありまして、当面かかる部分の費用でございます。先ほど説明もありましたように、繰越明許で執行したいというものでございます。

続きまして、2番目の生活保護受給者等の取り扱いにつきましては、ご質疑の部分のとおり、基準日の事前におきまして生活保護の被保護者となっている方はプレミアムつき商品券の購入の対象となっておりませんが、基準日の翌日から6月1日までの生活保護が廃止または停止となった方については対象とすることと想定されているところでございます。

続きまして、3番目の国に求める考え方でございますけれども、現時点では国にこういった部分の中で求める考えはございません。

それから、最後でございますけれども、1人5,000円のプレミアムは小さ過ぎるのではないかということにつきましては、前回の臨時福祉給付金につきましてもプレミアム率は20パーセントということで、今回も同様となっていることから、プレミアム率が小さいということで認識しているところではございません。

以上でございます。

○議長 清水議員。

○清水議員 まず、2回目の質疑の冒頭に、「逐条地方自治法」、松本英昭著、学陽書房の690ページから抜粋して読み上げますが、歳入予算は執行機関を拘束するものではないのに対して、歳出予算はこれによって執行機関の経費の支出を可能ならしめるものであるから、歳出予算は執行機関を拘束する。また、同ページの最終行です。予算に計上していない支出は、特異な例外、地方公営企業法等を除いては許されない。このように書かれています。

それで、今の質疑で1点明確になったことがあるというふうに思います。市が直接工事をすれば2カ月おくれる。こういう客観的な事実はありました。しかし、10月の25日には、市の工事負担額が確定した段階で協定書に基づき平成30年度の管理代行負担金を変更し、対応することで双方確認した。つまり後で払うよとここで決めているのです。この10月25日にここまでわかっているのです。つまり管理代行負担金を増額したほうが早いし、安いと。そうであれば、管理代行負担金の増額の補正をなぜここで出さなかったのか。これを私は明確にご答弁いただきたいと思います。例えばたまゆらさんから出ている金額が確定しないから、補正予算も組めないのだというようなことではないと思うのです。なぜかという、もう既にそこで着工が始まるのですから、最低でも管理代行負担金の増額ということで、ここで2カ月なんかたたないでしょう。たまゆらさん、幾らならできるのだと、見積もり出してくれと言われたら、二、三日もあれば会社として責任ある管理代行負担金の増額についての見積もりが出るはずです。そこで、当然補正を組んで執行すると。臨時議会は、1週間あれば開けるのです。どうしてもいとまがないということであれば、専決処分という方法もないわけではないのです。ですから、なぜ管理代行負担金の増額という補正予算を組むことをしなかったのか。この1点について明快なご答弁をお伺いいたします。

そして、事前着工には当たらないと、こういう答弁は、私は本当に耳を疑います。何で事前着工でないのだと。市民が聞いたら、これは本当に市民に理解をしてもらおうという姿勢があるのかということを含めて私は副市長の答弁をじっくりと伺いたいと思います。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 まず、なぜ補正予算を出さなくて議会の議決を経ずに行ったのかということにつきましては、先ほど議員のおっしゃるとおり、本来であれば市の発注工事というものであれば、やはり補正予算の議決を経て、予算の範囲内において工事を発注し、検収、完了という運びになるところは十分認識しているところでございます。しかしながら、今回のケースにつきましては、ふれ愛の里の温浴施設を継続していくためにはどうしても改修していかなければならない箇所である。これは、先ほど申し上げましたように、市が施設の部分につきましては行うべき箇所であるということが判明していることから、そういったことで、このことに関しては市としても重大に受けとめたところでございます。また、指定管理者の工事準備期間中に判明したと、これにつきましてはほかの自治体でも衛生管理の設備の関係のニュース報道もありましたように、営業停止につながるということもあることから、そういう判断をしたところでございます。

それから、年末に向けまして、やはり市民の健康増進の場であり、市民の憩いの場ということになっておりますので、そういった部分が営業を取りやめて休止、休館ということになると迷惑をかけるということも大きな要因の一つでございました。

また、先ほども、何回も答弁させていただきますけれども、工事が重複しているところがございまして、今回のリニューアル工事は男女の浴槽の交換であるとか、女性専用の岩盤浴、ここにつきましても配管含めてそういった工事もあることから、工事費の確定ができなかったということも理由の一つでございます。

今回の指定管理者の工事につきましては、今後温浴施設を運営するに当たって、指定管理者に長く経営していただくことが市にとっても市民にとっても有益であり、こういったことから工事をを行うことが経営安定にも寄与できるということを判断したことによりまして、この方法を選択して工事を行ったということで、管理代行負担金ということでの整理が先ほど言ったように財政的にも得策であるというふうに判断したところでございます。

以上でございます。

○議 長 副市長。

○副 市 長 この件につきましては、いろいろ清水議員のご意見もあるとは思っておりますけれども、うちの部長のほうからも随分と答弁させていただきましたけれども、今回は特に20年も経過したと、グリーンズの中でも交換しなければならないというのは計画的に進めてやらなければならない問題だったと思います。そんな中で、温泉施設に精通しているたまゆらさんから、その設備について衛生面で問題が生じる可能性があるということで指摘されて、今回判断したものでございます。

ふれ愛の里につきましては、先ほど何回もご答弁させていただいておりますけれども、滝川の大きな地域資源の一つでもございますし、今回たまゆらさんが指定管理を受けていただいて、その資源を多大なお金をかけて魅力をアップしていただくという私の判断です、これは。そういう部分と、市民のサービスの向上ということも判断しました。あとは、12月1日の工期にどうしても間に合わないと私が判断しました。その中で、大きくいろんなことがありましたけれども、私の判断のもとでこういう手順を踏ませていただきました。

これ以上問題がないということと判断しておりますけれども、ただ工事を決定した段階で本来であれば議会に報告しておく案件だったというふうに反省もしているところでございます。こういう部分では、工事の内容、こういう問題があった、これだけのお金がかかると、指定管理料が上がるということに対して事前に議会に報告しなかったということは、事務方を預かる私の判断ミスだというふうにも考えております。本来であれば、ちゃんとした説明をしておけば、清水議員からこういうようなご質疑も出なかったと思いますし、そういう面では事務方のトップとしての反省はしているところでございます。今後こういうことがないように十分注意してまいりますので、この件についてはご理解いただきと思います。

今回は、誤解をいろいろ招いて大変申しわけございませんでした。よろしくお願いします。

○議 長 清水議員。

○清水議員 やはりこれはきちっと整理をしておかなければならないということで、衛生上、また利用者のこと、また重複工事があるということを踏まえて、市が直接発注工事にする必要はその時点でないというふうに私も同感です。そして、疑問として残るのは、そこまで一致できるわけです。誰でも一致できるのです。なぜ管理代行負担金の増額という補正を組まなかったのかと聞いたら、重複していたから工事費の確定がおくれるだとか、これはそういう答弁をされると管理代行負担金の増額という補正なんていうのは全くあり得なかったのだという答弁にしか聞こえないのです。

ですから、もう一度お伺いいたしますけれども、かつてふれ愛の里については、たしか下水道負担金だとか、あるいはいろんな形で代行負担金を補正で増額してきた経緯を私も思い出しました。だから、年度途中で増額補正は1,000万円単位でもやってきているのです。そういう点でいうと、地方自治法上の予算に計上していない支出、つまり予算に計上していない管理代行負担金の支出、確かにお金を払うのは今です。これからです。しかし、払うという約束をもうしてしまっているのです。債務負担をしているのです。そういうことでいえば、10月の25日にわかったのであれば、そこでたまゆらさん、申しわけないけれども、1週間待ってくれと、10日間待ってくれという話を、滝川市としてはそういう判断を追求すべきだったのではないのかと。副市長はいろいろ私の責任だということを言われましたが、そこはもう一度市民に対してご説明をいただきたいと思います。

○議 長 副市長。

○副市長 今わかった時点ということで、たまゆらさんに1週間待てというようなことでございましたけれども、私どもとしてはたまゆらさんから見積もりをとるのではなくて、ちゃんとした資格のあるところの業者さんから見積もりをとらなければならないわけです。たまゆらさんからとっているというのは、たまゆらさんは工事をどこかにやらせるための見積もりであって、私どもは私どもでちゃんとした会社に見積もりを出して、それを内部で検討して、金額が適正かどうかという部分は、それはちゃんとやらなければならないというふうにして、やりました。ただ、それがたまゆらさんから見積もりが出てきたからぽんと払うわけではなくて、私どもは私どもの中で正式に内部で、このお金がちゃんと、道単ですとか、そういう部分と照らし合わせて大丈夫なのかというふうなチェックも必要というふうに考えて、指示をしてそのチェックをしていったわけでございます。

そういう意味では、本当に工事期間に間に合ったかという、私は間に合わないと判断をして、指示をしてやらせたわけでございますけれども、その判断に間違いがあるということであれば、あわせておわびしたいと思いますけれども、そのときの私の判断は今でも正しいというふうには判断しております。

以上です。

○議 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。清水議員。

○清水議員 日本共産党を代表して、一般会計補正予算（第8号）を否とする立場で討論を行います。

本予算には多くの市民にとって必要な予算が組まれております。しかし、ふれ愛の里に関する管理代行負担金の今回の予算は、地方自治法上の原則である予算にないものを執行してはならないという本当の原則に私は反しているというふうに考えます。ただいまのご答弁では、北のたまゆらさんからの見積もりだけではだめだと、市がそれをいろいろチェックするだけでも、つまり市が直接工事をしない場合でも時間がかかるのだというふうに答弁されました。しかし、指定管理を受けている北のたまゆらは、道内で幾つもの同様施設を、また不動産の最大手として設備に関しては滝川市より相当ノウハウを持っている会社です。北のたまゆらさんからの見積もりで補正予算をつくることは、十二分に可能だったというふうに考えます。そういう点で、そのときに補正予算を組むための臨時議会の開催などを行わず、工事が終わったらお金を払うという債務負担を議会の議決なしに行い、そしてこのような全部終わってから予算を計上するということになったことについては到底納得できるものではありません。滝川市は、優秀な職員の方が日々働かれて、素晴らしい業績を私は残されているというふうに思います。そういう中で、間違いはあるわけですから、その間違いはどのような間違いだったのかということをしきりと整理をして、そして副市長は謝罪をされましたが、そういうことだけではなく、やはりあのとき補正予算を組むべきだったと、しかしこういうことになったのだという、そういう答弁が私は筋だったというふうに思います。

ですから、この補正予算は一度否決をして、出し直すということが私は必要だというふうに考え、日本共産党として反対をいたします。

○議 長 荒木議員。

○荒木議員 私は、会派清新を代表し、平成30年度滝川市一般会計補正予算（第8号）を可とする立場で討論いたします。

特にここでは滝川ふれ愛の里運営管理に要する経費について述べますが、冒頭まず私どもは、本市に事業投資いただく企業等に対し滝川市議会は可能な限りの協力を惜しまず、またそこに市民の皆様のご理解をいただくことが重要と基本的に思っております。以下、数点にわたり賛成理由を述べます。

まず第1に、指定管理者である株式会社北のたまゆら独自の費用として多額のリニューアル投資

をされており、今回の補正額については温泉施設としての必要な更新工事であるということです。第2に、リニューアルオープン日が設定された中での工事完了が必須であったこと、仮に市の単独工事発注となれば設定オープン日がおくれ、収支にも大きく影響を与えた可能性もあり、事業収入源によるさらなる管理代行負担金の増が考えられたことです。第3に、質疑でも明らかとなっており、結果として入札手続を行ってれば事業費が3,800万円より増額となっていたことが予想されることです。しかしながら、副市長のご答弁を聞いて大変申し上げづらいですが、2月21日の経済建設常任委員会以前にはリニューアル費用は全額指定管理者負担との説明しか受けておりません。その当時の説明として、利用者を増とするためのリニューアルという意味では何のそごもないわけではありますが、正直唐突感が否めませんでした。日々さまざまな事象が起こる現場を担当する職員がいかに大変かというのは十分理解をいたしますが、市が負担すべき工事が発生する見通しとなった時点で経済建設常任委員会へ何らかの説明がなされるべきだったというふうに考えます。

私たち議員は、市民との会合や支持者の集会、あるいは町内会等々を通じて市の事業の妥当性や問題点の整理などについてそれぞれの立場で説明を行っています。私どもは、限られた苦しい財源の中での市政運営に敬意を表しつつ、支持する施策につきましても、金額の多寡だとか、あるいは地域のエゴ、場合によっては感情論により反対などが起こり、結果として滝川市にマイナスとならないよう、その背景も含めて可能な限り丁寧に説明する努力を行っています。今後は大きな支障のない限りにおいて最新の情報をご報告いただくことを求め、討論いたします。

○議長 長 ほかに討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第9号を起立により採決いたします。

本案を可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議長 長 起立多数であります。

よって、議案第9号は可決されました。

◎日程第7 議案第10号 平成30年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

○議長 長 日程第7、議案第10号 平成30年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 それでは、議案第10号 平成30年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、一般被保険者の療養給付費が当初予算より減少する見込みであることや国庫負担金、道負担金等の金額の確定などによるものです。

1ページをお開き願います。第1項で、歳入歳出予算からそれぞれ8,975万4,000円を

減額し、補正後の総額をそれぞれ４億５，９７２万３，０００円とするものです。

第２項で、補正の款項の区分、当該区分ごとの金額、補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

２ページ、３ページは第１表、歳入歳出予算補正、４ページ、５ページは事項別明細書、総括でございますので、お目通し願います。

続きまして、補正の内容につきまして事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、８ページ、９ページをお開き願います。２款１項１目一般被保険者療養給付費２億９３４万円の減額につきましては、被保険者数の減少等により保険給付費額の減少を見込んだものです。

５目審査支払手数料１０万円の増額につきましては、診療報酬審査支払手数料などの単価が改正され、増額分を見込んだことによるものです。

５款１項１目特定健康診査等事業費９６万円の減額につきましては、健診委託料の減少を見込んだことによるものです。

８款１項３目償還金１億２，０４４万６，０００円の増額につきましては、２９年度分の国庫支出金と道支出金の精算による返還金額が確定したことから、補正したいとするものです。内訳につきましては、国庫支出金が療養給付費等負担金１億１，９０６万２，０００円、特定健康診査等負担金６９万２，０００円、合わせて１億１，９７５万４，０００円、道支出金が特定健康診査等負担金６９万２，０００円を計上するものです。

以上、歳出合計で８，９７５万４，０００円の減額となりました。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。６ページ、７ページをお開き願います。２款１項１目保険給付費等交付金２億９２４万円の減額につきましては、一般被保険者の療養給付費の減少見込みに伴い、普通交付金の減少を見込んだことによるものです。

４款３項１目療養給付費等交付金１億１，９４８万６，０００円の増額につきましては、２９年度の退職者医療交付金の確定による追加交付分を計上するものです。

歳入合計で８，９７５万４，０００円の減額となりました。

以上、議案第１０号の説明とさせていただきます。ご審議についてよろしく願います。

済みません。読み間違えてしまいました。歳入の６ページ、７ページのところで４款３項１目と言ってしまいましたが、４款３項６目ということに訂正願います。よろしく願います。申しわけございません。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第10号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は可決されました。

◎日程第8 議案第11号 平成30年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算（第3号）

○議長 長 日程第8、議案第11号 平成30年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。建設部長。

○建設部長 ただいま上程されました議案第11号 平成30年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

今回の補正につきましては、地域住宅計画に基づく社会資本整備総合交付金の交付額変更に係る歳入科目の増額補正をしたいとするものでございます。

1ページをお開きください。第1条、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

第2条、地方債の変更は、第2表、地方債補正によるところでございます。

2ページから3ページまでは第1表、歳入歳出予算補正、5ページは第2表、地方債補正でございますので、お目通しいただきたいと思います。

続きまして、補正の内容につきまして事項別明細書によりご説明申し上げますので、8ページ、9ページの歳入をお開き願います。3款1項1目他会計繰入金、補正額1,202万7,000円の増額につきましては、交付金事業の国費率の変更に伴う増額補正でございます。国費分の増額補正に伴いまして、6款1項1目市営住宅事業債、補正額1,202万7,000円の減額補正とするものでございます。国費分の増額、それに伴う市債の減額であり、歳入合計額につきましては8億7,889万2,000円の変更はございません。

以上、議案第11号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第11号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は可決されました。

◎日程第9 議案第12号 平成30年度滝川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長 長 日程第9、議案第12号 平成30年度滝川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 それでは、議案第12号 平成30年度滝川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明します。

今回の補正につきましては、事務費負担金及び基盤安定負担金の確定、後期高齢者医療健康診査受診者の増加見込み、保険料の増額見込みに伴い、補正したいとするものでございます。

1ページをお開き願います。第1項、歳入歳出予算の総額にそれぞれ207万5,000円を追加し、予算の総額を6億1,587万8,000円とするものです。

第2項、補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるところです。

2ページ、3ページは第1表、歳入歳出予算補正、4ページ、5ページは歳入歳出補正予算事項別明細書、総括でございまして。お目通し願います。

続きまして、補正の内容につきまして事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、8ページ、9ページをお開き願います。3款1項1目保健衛生及び疾病予防費、補正額207万5,000円の増額につきましては、後期高齢者医療健康診査受診者の増加見込みに伴い、補正したいとするものです。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。6ページ、7ページをお開き願います。1款1項1目後期高齢者医療保険料、補正額890万9,000円の増額につきましては、保険料の増額見込みに伴い、補正したいとするものです。

4款1項1目一般会計繰入金、補正額683万4,000円の減額につきましては、事務費繰入金175万円の減額、保険基盤安定繰入金715万9,000円の減額、保健事業費繰入金207万5,000円の増額に伴う補正でございまして。

以上、議案第12号の説明とさせていただきます。ご審議についてよろしく申し上げます。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第12号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は可決されました。

◎日程第10 議案第13号 平成30年度滝川市病院事業会計補正予算(第2号)

○議長 長 日程第10、議案第13号 平成30年度滝川市病院事業会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。病院事務部長。

○市立病院事務部長 ただいま上程されました議案第13号 平成30年度滝川市病院事業会計補正予算(第2号)につきましてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、平成30年度決算見込みにおいて入院患者数の減少に伴う医業収益の減などにより資金不足比率が10パーセントを超えることが見込まれることから、その抑制のため、一般会計からの繰入金を増額補正、また患者治療に使用した高額な抗がん剤や血液製剤等の使用増加に伴い、医薬品や血液製剤の執行額が増加したため、材料費を増額補正し、執行残が見込まれる給与費から同額を減額補正したいとするものでございます。

1ページをお開きください。第1条は総則です。

第2条は、予算第3条の表に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正したいとするものです。第1款病院事業収益を1億4,500万円増額し、補正後73億5,022万1,000円に、第2項医業外収益を1億4,500万円増額し、補正後10億4,266万3,000円とするものです。

第3条は、予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり補正したいとするもので、職員給与費を5,500万5,000円減額し、補正後38億8,984万7,000円とするものです。

第4条は、予算第9条に定めた棚卸資産の購入限度額を5,500万5,000円増額し、補正後9億1,812万8,000円にしたいというものでございます。

2ページから7ページまでは、補正予算実施計画、キャッシュフロー計算書、給与費明細書、予定貸借対照表ですので、お目通し願います。

8ページをお開きください。収益的収入及び支出明細書についてご説明いたしますが、款及び項

につきましては先ほど説明いたしましたので、目以下を説明させていただきます。収入ですが、1款2項3目他会計負担金では、一般会計負担金を1億4,500万円増額し、補正後9億5,385万5,000円とするものです。

支出ですが、1款1項1目給与費では5,500万5,000円の減額を行い、補正後38億1,066万8,000円とするものです。内訳といたしましては、給料で2,544万5,000円を、手当で1,616万3,000円を、法定福利費で1,339万7,000円をそれぞれ減額補正したいとするものです。

2目材料費では5,500万5,000円の増額で、補正後15億3,543万3,000円とするものです。内訳といたしましては、薬品費で5,500万5,000円を増額補正したいとするものです。

以上、議案第13号 平成30年度滝川市病院事業会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。清水議員。

○清水議員 それでは、今回の補正の目的は一般会計からの繰り入れと、1億4,500万円を増額補正するということです。

そこで、2点お伺いいたしますが、期末後の資金不足はキャッシュフロー及び貸借対照表でいう6億430万円ということで確認しているのか。

2点目は、資金不足比率は分母は経常支出だというふうに思うのですが、きょう出されている資料では経常支出が幾らかというのはちょっとわかりづらいかなと思うのですが、30年度でいえば資金不足比率が10パーセントというのは幾らなのかということでお伺いいたします。

それで、3点目ですが、資金不足比率が2割を超えると財政健全化計画を国に出すとか、いろいろなことがあるのだというふうに思うのですが、10パーセントの段階で何かそういったことがあれば、お伺いいたします。

○議長 清水議員の質疑に対する答弁を求めます。病院事務部長。

○市立病院事務部長 最初のキャッシュフローのところなのですけれども、ちょっと時間を下さい。確認してからお答えいたします。

あと、資金不足比率の分母、分子のお話ですけれども、まず分子については流動資産から流動負債を引いたもの、分母は医業収益になります。

あと、20パーセントを超えると財政健全化計画、10パーセントの場合は今まで起債につきましては届け出制、10パーセント未満ですと届け出制でよかったのが協議制に変わります。ですから、国の許可がないと物が買えないということになります。

以上であります。

キャッシュフローについては確認しますので、ちょっとお待ちください。

○議長 長 答弁調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時05分

再開 午後 2時07分

○議 長 会議を再開いたします。

病院事務部長。

○市立病院事務部長 今回の予算書に出ていますキャッシュフローの6億8,000万円という現金不足につきましては、予算の収入、収益等を満額執行した場合に生じるマイナス額ということでございます。それで、今回資金不足比率を計算するに当たりまして出している金額は11億円ほどの現金不足が発生すると見込んでおりまして、これは予算どおりでなくて、収益については実際に入ってくる金額、支出についても執行が見込まれる金額で計算した執行見込みでの金額となります。

以上でございます。

○議 長 清水議員。

○清水議員 資金不足比率、これについては分母は医業収益ということで、これは2ページの73億5,022万1,000円から10億4,266万円を引くと約63億1,000万円ぐらいとなりますよね。それに対して、流動資産から流動負債を引くと、流動資産が9億3,041万9,000円で流動負債が15億7,574万7,000円、これを引くと6億4,532万6,000円になるのです。だから、63億1,000万円分の6億4,500万円というと、私の計算では10パーセントを超えるのでないかと見えるのだけれども、ただいまの11億円とかという数字がちよっと私はその数字について理解できないので、分母が幾らで分子が幾らで、結局年度末は資金不足比率が幾らになるのだと、そういう数字でお示しをいただきたいと思います。

○議 長 病院事務部長。

○市立病院事務部長 今回の補正後の数字でよろしいですか。

まず、流動資産の合計が9億659万8,276円、流動負債の合計が14億3,386万1,320円、医業収益合計が52億8,053万2,380円というふうに執行見込み上見込んでおります。そうしますと、資金不足比率、1億4,500万円補正後なのですが、9.99パーセントになります。ほんのわずか10パーセントを下回るという格好で今回は補正させていただいております。

以上です。

○議 長 清水議員。

○清水議員 最後ですから、もう少し余裕を持てばよかったのかなという気がするのですが、それでも十分余裕があるのだという判断のもとにこの補正額が決められたというふうに思うのですが、資金不足比率というのは30年度末の決算値で10パーセントを超えると31年度の起債に協議制だとかということが発生すると、9.99って何か綱渡りしているような気がするのですが、仮にちょっと間違ったということで、見込み誤ったということで10パーセントを超えることも、そういうことはないのだらうと思いますけれども、9.99にこだわった何かがあるのでしょうか。

○議 長 病院事務部長。

○市立病院事務部長 特に9. 9 9にこだわったつもりはないのですが、一応執行見込み上もそれなりに余裕を持った見込みとなっておりますので、これでいけるのではないかという判断をしております。

○議 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第13号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は可決されました。

◎日程第11 議案第16号 学校教育法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

○議 長 日程第11、議案第16号 学校教育法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民生活部次長。

○市民生活部次長 ただいま上程されました議案第16号 学校教育法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本条例の提案の趣旨でございますが、平成29年5月31日に公布されました学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴い、本年4月1日から新たな高等教育機関として専門職大学が制度化されることになるため、関係する条例の一部について所要の改正を行いたいとするものであります。

条例の改正の内容につきましては議案第16号参考資料でご説明いたしますので、参考資料1ページをごらんください。第1条ですけれども、滝川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例の一部改正です。

第11条第3項第5号、こちらにつきましては放課後児童支援員の資格に関する規定でございます。

続きまして、第2条関係ですが、滝川市廃棄物の資源化・再利用の促進及び適正処理に関する条例の一部改正。

第39条第6号及び第7号、こちらにつきましては一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格に関する規定でございます。

次のページをお開きください。2ページになります。第3条、滝川市丸加高原健康の郷専用水道に置く水道技術管理者の資格に関する条例の一部改正でございます。

本則第2号、こちらにつきましては水道技術管理者の資格に関する規定でございます。

いずれの規定におきましても、専門職大学の制度化に伴いまして専門職大学の前期課程を修了した者、あるいは修了した場合を含むなどの文言整理を行いたいとするものであります。

次に、附則ですが、この条例は、平成31年4月1日から施行したいとするものであります。

以上で議案第16号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第16号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第16号は可決されました。

◎日程第12 議案第19号 滝川市営住宅条例の一部を改正する条例

○議 長 日程第12、議案第19号 滝川市営住宅条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。建設部長。

○建設部長 ただいま上程されました議案第19号 滝川市営住宅条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

改正の趣旨でございますが、住宅困窮者向けの住宅を低廉な家賃で提供することにより、市民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする市営住宅の家賃につきましては、現在国の通達により、毎年10月1日時点における世帯員を含んだ入居者全員の前1年分の収入をもとに翌年度の家賃を決定しております。当該方法では入居者や世帯員の離職等による収入の変動や同居者の人数の増減に即応しづらいことから、その時点における収入に見合った家賃設定を行うことが可能となるよう、随時の収入申告の規定を追加するため、滝川市営住宅条例を改正したいとするものでございます。

改正の内容につきましてご説明申し上げますので、新旧対照表をお開きください。第14条第1

項は、現行の第2項であります収入申告の方法についての規定を加えております。第2項は、同居者の人数の増減、その他の特別の事情があった場合に随時の収入申告をすることができる規定を追加してございます。

第3項ただし書き以降は、申告をした入居者の特別の事情が一時的なものなどのときには認定しないことができる規定となっております。

附則につきましては、この条例の施行期日を公布の日からとしたいとするものです。

以上、議案第19号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第19号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第19号は可決されました。

◎日程第13 議案第29号 公平委員会委員の選任について

○議 長 日程第13、議案第29号 公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

○市 長 ただいま上程されました議案第29号 公平委員会委員の選任について提案理由の説明を申し上げます。

滝川市ほか6組合公平委員会委員、大竹敏章氏が平成31年3月31日で任期が満了となります。このため、後任として伊藤克之氏を選任いたしたいと存じますので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により本議会の同意を求めるものでございます。

伊藤克之氏の略歴書についてはお手元に印刷配付のとおりでございますので、お目通しをいただき、ご同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第29号を採決いたします。

本案については、これに同意することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

◎日程第14 議案第30号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議 長 日程第14、議案第30号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

○市 長 ただいま上程されました議案第30号 固定資産評価審査委員会委員の選任について提案理由の説明を申し上げます。

滝川市固定資産評価審査委員会委員、白木正博氏が平成31年6月14日で任期が満了となります。このため、後任としまして引き続き白木正博氏を選任いたしたいと存じますので、地方税法第423条第3項の規定により本議会の同意を求めるものでございます。

白木正博氏の略歴書につきましてはお手元に印刷配付のとおりでございますので、お目通しをいただき、ご同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第30号を採決いたします。

本案については、これに同意することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

◎休会の件について

○議 長 お諮りいたします。

議事の都合により、３月５日から３月１０日までの６日間休会にいたしたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、３月５日から３月１０日までの６日間休会することに決しました。

◎散会宣告

○議 長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 ２時２３分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員